

# 人事委員会年報

令和6年度

沖縄県人事委員会



# 目次

1	人事委員会の概要	
(1)	設置	1
(2)	構成	1
(3)	権限	1
(4)	運営	2
(5)	開催状況	2
ア	令和6年度開催状況	2
イ	年度別開催状況	3
ウ	議事	4
(6)	規則の制定、改廃の状況	12
(7)	条例案に対する意見の状況	15
2	人事委員会組織及び事務局事務分掌	
(1)	組織	17
(2)	事務分掌	17
(3)	予算の状況（歳出）	18
(4)	その他諸会議の開催状況	19
3	任用関係業務	
(1)	採用試験、選考の状況	20
ア	採用試験の実施状況	20
イ	採用試験の実施日程	23
ウ	採用試験の対象職及び給料月額	23
エ	採用試験の受験資格	24
オ	採用試験の実施方法	25
カ	採用試験の実施結果	26
キ	採用候補者名簿登載者の状況	27
ク	採用選考	28
(2)	昇任試験の状況	29
ア	警察官昇任試験の実施状況	29
イ	昇任選考の状況	30
(3)	臨時的任用	30
(4)	公益的法人等への職員の派遣等	31
(5)	服務関係	32
4	給与関係業務	
(1)	給与勧告の基本的考え方	33
ア	給与勧告の意義	33
イ	民間準拠方式の合理性	33
ウ	公務員の身分保障	33
(2)	公民の給与の比較について	33
(3)	令和6年職員の給与に関する報告及び勧告等	33
ア	職員の給与	33
イ	民間の給与	34
ウ	職員給与と民間給与との比較	34
エ	物価及び生計費	35
オ	本年の給与改定	35

カ	社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）について	36
キ	勧告	37
ク	公務運営の課題に関する報告	40
(4)	令和6年給与勧告と知事の実施状況	45
(5)	給与承認の状況	49
(6)	給与の支払監理	50
5	審査関係業務	
(1)	公平審査関係業務等	51
ア	勤務条件に関する措置の要求	51
イ	不利益処分についての審査請求	51
ウ	公立学校の学校医等の公務災害補償の実施に関する審査の請求	51
(2)	苦情処理関係業務	52
(3)	退職手当の支給制限等の処分についての調査審議業務	52
(4)	職員団体関係業務	52
ア	職員団体の登録	52
イ	法人格付与法に基づく規約の認証	53
ウ	管理職員等の範囲	53
(5)	市町村等の公平委員会の事務の受託関係業務	53
ア	受託団体	53
イ	受託業務	54
6	労働基準監督関係業務	
(1)	労働基準及び労働安全衛生に関する実態調査の実施	56
(2)	労働基準法及び労働安全衛生法に基づく届出の受理等の職権行使	56
(3)	労働安全衛生法の規定に基づく特定機械等の検査状況	57
(4)	特定機械等の事業所別設置状況	57
(5)	労働基準法別表第1に掲げる事業等を行う事業所一覧表	58

# 1 人事委員会の概要

## (1) 設置

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「地公法」という。）第 7 条第 1 項の規定により、都道府県及び指定都市は、条例で人事委員会を置くものとされており、本県においては、沖縄県人事委員会設置条例（昭和 47 年沖縄県条例第 39 号）により昭和 47 年 5 月 15 日に設置された。

## (2) 構成

人事委員会は、3 人の委員をもって構成される合議制の執行機関である。委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する（法第 9 条の 2 第 2 項）。

委員の任期は 4 年（法第 9 条の 2 第 10 項）で、現在の委員は次のとおりである。

### 【 委員名簿 】

（令和 7 年 3 月 31 日現在）

職名	氏名	任期	勤務形態	備考
委員長	池田 修	①令和 5 年 7 月 19 日～令和 9 年 7 月 18 日	非常勤	令和 5 年 8 月 15 日 委員長就任
委員	金城 稔	①平成 30 年 9 月 29 日～令和 4 年 9 月 28 日 ②令和 4 年 9 月 29 日～令和 8 年 9 月 28 日	非常勤	委員長職務代理者
委員	平田 美紀	①令和 6 年 8 月 1 日～令和 10 年 7 月 31 日	非常勤	

## (3) 権限

人事委員会の権限は、地公法第 8 条等に規定されているが、その性質により分類すれば、行政的権限、準司法的権限及び準立法的権限の三つに分けることができる。

### ア 行政的権限

- (ア) 人事行政に関する調査、研究等を行うこと。（第 8 条第 1 項第 1 号、第 2 号）
- (イ) 人事機関及び職員に関する条例の制定、改廃について議会及び知事に意見を申し出ること。（第 8 条第 1 項第 3 号）
- (ウ) 人事行政の運営に関し、任命権者に勧告すること。（第 8 条第 1 項第 4 号）
- (エ) 給与等に関し、議会及び知事に対し勧告すること。（第 8 条第 1 項第 5 号）
- (オ) 競争試験又は選考を実施すること。（第 8 条第 1 項第 6 号）
- (カ) 職員に対する給与の支払を監理すること。（第 8 条第 1 項第 8 号）
- (キ) 職員の苦情を処理すること。（第 8 条第 1 項第 11 号）
- (ク) 法律又は条例に基づき、その権限に属せしめられた事務（職員団体の登録、労働基準監督機関の職権行使等）を処理すること。（第 8 条第 1 項第 12 号）
- (ケ) 給料表に関し、議会及び知事に対し報告又は勧告すること。（第 26 条）

### イ 準司法的権限

人事委員会は、公平中立の立場にある機関として、法律に基づき、不利益処分に関する審査請求の審査等の準司法的な権限を有する。

- (ア) 勤務条件に関する措置要求に対する審査に関すること。  
(第8条第1項第9号、第47条)
- (イ) 不利益処分についての審査請求に対する審査に関すること。  
(第8条第1項第10号、第50条)
- (ウ) 職員団体の登録取消しの口頭審理に関すること。  
(第53条)
- (エ) 学校医等に関する公務災害補償の審査請求の審査に関すること。  
(公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和32年法律第143号)第5条)

ウ 準立法的権限

人事委員会は、法律又は条例に基づき、その権限に属する事項について、人事委員会規則を制定することができる権限を有する。  
(第8条第5項)

(4) 運営

人事委員会を代表する委員長は、委員のうちから選挙され、委員長に事故があるときは、委員長の指定する委員がその職務を代理することになっている。委員会の会議は原則として3人の委員の出席によって開催され、その議事は委員の過半数によって決められる。  
(第10条、第11条第1項及び第3項)

ただし、会議を開かなければ公務の運営又は職員の福祉若しくは利益の保護に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときは、2人の委員の出席で開催することができる。  
(第11条第2項)

本委員会の会議は、沖縄県人事委員会議事規則(昭和47年沖縄県人事委員会規則第1号)により、定例会は毎週火曜日に人事委員会の庁舎において行うことを例とする。

また、臨時会は、委員長が必要と認めたととき、又は過半数の人事委員から請求があったときに委員長が招集することとなっている。

(5) 開催状況

ア 令和6年度開催状況

令和6年度における人事委員会の開催状況は、次のとおりである。

(単位：回)

年 月	定例会	臨時会	口頭審理	計
令和6年4月	3	0	0	3
5月	3	0	0	3
6月	2	0	0	2
7月	2	0	0	2
8月	2	0	0	2
9月	3	0	0	3
10月	3	0	0	3
11月	2	0	0	2
12月	3	0	0	3
令和7年1月	2	0	0	2
2月	2	0	0	2
3月	4	0	0	4
合 計	31	0	0	31

イ 年度別開催状況

委員会の年度別開催状況は、次のとおりである。

(単位：回)

年 度	定例会	臨時会	計	口頭審理	合 計	月平均
平成7年度	18	4	22	4	26	2.2
8	19	9	28	6	34	2.8
9	21	6	27	7	34	2.8
10	19	11	30	0	30	2.5
11	28	8	36	12	48	4.0
12	21	11	32	6	38	3.2
13	20	1	21	3	24	2.0
14	20	9	29	0	29	2.4
15	22	6	28	3	31	2.5
16	24	12	36	8	44	3.7
17	24	8	32	3	35	2.9
18	22	11	33	2	35	2.9
19	20	13	33	0	33	2.8
20	21	9	30	7	37	3.1
21	26	10	36	3	39	3.3
22	21	9	30	1	31	2.6
23	22	12	34	7	41	3.4
24	29	8	37	4※	41	3.4
25	28	1	29	0	29	2.4
26	34	5	39	0	39	3.3
27	35	1	36	0	36	3.0
28	33	1	34	2	36	3.0
29	29	1	30	1	31	2.6
30	30	0	30	0	30	2.5
令和元年度	34	1	35	2	37	3.1
2	30	0	30	1	31	2.6
3	35	1	36	0	36	3.0
4	30	1	31	1	32	2.7
5	32	0	32	1	33	2.8
6	31	0	31	0	31	2.6

※は審尋1回含む。

ウ 議事

令和6年度の人事委員会で審議された議事は、次のとおりである。

回	年 月 日	議 事
1	令和6年4月9日 (定例会)	<b>1 報告</b> (1) 令和5年度労働基準・労働安全衛生に関する実態調査結果報告について (2) 令和6年度人事委員会年間業務計画について
2	令和6年4月16日 (定例会)	<b>1 議案</b> (1) 職員団体の登録について (IRIS沖縄) (2) 指定代理人の選任について (令和3年(審)第2号) <b>2 報告</b> (1) 令和6年職種別民間給与実態調査の実施について
3	令和6年4月24日 (定例会)	<b>1 議案</b> (1) 選考の実施に関する事務の委任について
4	令和6年5月7日 (定例会)	<b>1 議案</b> (1) 選考の実施に関する事務の委任について (2) 特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則について (3) 不利益処分についての審査請求の受理検討について (令和6年4月19日付け審査請求) (4) 審査に関する事務の委任について (令和6年(審)第1号) (5) 不利益処分についての審査請求の受理検討について (令和6年4月9日付け審査請求) (6) 不利益処分についての審査請求の受理通知並びに答弁書及び証拠資料申請書の提出について (令和6年市町村(審)第1号)
5	令和6年5月21日 (定例会)	<b>1 議案</b> (1) 選考の実施に関する事務の一部委任について (2) 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則について (3) 指定代理人の解任等について <b>2 報告</b> (1) 全人連会長に対する組合要請について (公務公共サービス労組地方公務員部会) (公務労組連絡会外2団体)
6	令和6年5月28日 (定例会)	<b>1 議案</b> (1) 選考の実施に関する事務の一部委任について <b>2 報告</b> (1) 令和6年度九州地方人事委員会協議会委員長会議に

		<p>ついて</p> <p>(2) 令和6年度沖縄県職員採用上級試験及び警察官A採用試験の受験申込者数について（概況）</p>
7	令和6年6月11日 （定例会）	<p><b>1 議案</b></p> <p>(1) 台風接近時における令和6年度沖縄県職員採用試験の延期の取扱いについて</p>
8	令和6年6月25日 （定例会）	<p><b>1 議案</b></p> <p>(1) 答弁書及び証拠資料申請書の送付並びに反論書等の提出について（令和6年市町村（審）第1号）</p> <p>(2) 不利益処分についての審査請求の受理検討について（令和6年5月7日付け審査請求）</p> <p>(3) 不利益処分についての審査請求の受理通知並びに答弁書及び証拠資料申請書の提出について（令和6年（審）第2号）</p> <p><b>2 報告</b></p> <p>(1) 第1回書面審理について（令和6年市町村（審）第1号）</p>
9	令和6年7月5日 （定例会）	<p><b>1 議案</b></p> <p>(1) 選考の実施に関する事務の一部委任について</p> <p>(2) 勤務条件に関する措置の要求の判定について（令和6年（措）第1号）</p> <p><b>2 報告</b></p> <p>(1) 令和6年度沖縄県職員採用上級試験第1次試験合格者の決定等について</p> <p>(2) 不利益処分についての審査請求の取下げについて（令和6年組合（審）第1号）</p>
10	令和6年7月23日 （定例会）	<p><b>1 議案</b></p> <p>(1) 一般職の任期付職員の採用に係る承認について</p> <p>(2) 不利益処分についての審査請求の受理検討について（令和6年6月26日付け審査請求）</p> <p>(3) 不利益処分についての審査請求の受理通知並びに答弁書及び証拠資料申請書の提出について（令和6年（審）第3号）</p> <p>(4) 勤務条件に関する措置の要求の受理検討について（令和6年6月26日付け措置要求）</p> <p><b>2 報告</b></p> <p>(1) 選考採用の実施に関する事務の委任の申出について</p>
11	令和6年8月22日 （定例会）	<p><b>1 協議</b></p> <p>(1) 一般職の任期付研究員の採用計画に係る協議について</p> <p><b>2 報告</b></p> <p>(1) 令和6年度沖縄県警察官A採用試験第1次試験合格者数の決定等について</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 人事院勧告等の概要について</li> <li>(3) 令和6年職種別民間給与実態調査の実施状況について</li> <li>(4) 全人連会長に対する組合要請について（公務公共サービス労組地方公務員部会）（公務労組連絡会外2団体）</li> </ul>
12	令和6年8月26日 （定例会）	<p><b>1 議案</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 令和6年度沖縄県職員採用上級試験の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について</li> <li>(2) 勤務条件に関する措置の要求の受理検討について（令和6年8月14日付け措置要求）</li> <li>(3) 審査に関する事務の委任について（令和6年（措）第2号）</li> <li>(4) 反論書及び証拠資料申請書の送付並びに準備書面等の提出について（令和6年市町村（審）第1号）</li> <li>(5) 積明書の提出要求について（令和6年市町村（審）第1号）</li> </ul> <p><b>2 協議</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 職員の給与等に関する報告及び勧告に向けての検討事項について（給与等勤務条件：1回目）</li> </ul> <p><b>3 報告</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 第2回書面審理について（令和6年市町村（審）第1号）</li> </ul>
13	令和6年9月10日 （定例会）	<p><b>1 議案</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 答弁書及び証拠資料申請書の送付並びに反論書等の提出について（令和6年（審）第2号）</li> <li>(2) 答弁書及び証拠資料申請書の送付並びに反論書等の提出について（令和6年（審）第3号）</li> </ul> <p><b>2 協議</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 「2024年人事委員会勧告に関する要求・要望」に対する委員会会見について（四者共闘及び自治労沖縄県本部）</li> </ul> <p><b>3 報告</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 令和6年給与勧告等に関する一般情勢及び生計費について</li> <li>(2) 令和6年度九州地方人事委員会協議会委員長・事務局長合同会議の概要について</li> <li>(3) 第1回書面審理について（令和6年（審）第2号）</li> <li>(4) 第1回書面審理について（令和6年（審）第3号）</li> </ul>
14	令和6年9月17日 （定例会）	<p><b>1 議案</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 令和6年度沖縄県警察官A採用試験の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について</li> </ul> <p><b>2 協議</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 公務運営の課題に関する報告に向けての検討事項について（1回目）</li> </ul>

		<p>(2) 職員の給与等に関する報告及び勧告に向けての検討事項について（給与等勤務条件：2回目）</p> <p><b>3 報告</b></p> <p>(1) 職員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果について</p> <p>(2) 積明書の提出要求について（令和6年（審）第3号）</p>
15	令和6年9月24日 （定例会）	<p><b>1 議案</b></p> <p>(1) 選考の実施に関する事務の一部委任について</p> <p><b>2 協議</b></p> <p>(1) 公務運営の課題に関する報告に向けての検討事項について（2回目）</p> <p>(2) 職員の給与等に関する報告及び勧告に向けての検討事項について（給与等勤務条件：3回目）</p>
16	令和6年10月1日 （定例会）	<p><b>1 議案</b></p> <p>(1) 退職手当の全部の支給を制限する処分に係る意見について</p> <p><b>2 協議</b></p> <p>(1) 職員の給与等に関する報告及び勧告に向けての検討事項について（給与等勤務条件：4回目）</p>
17	令和6年10月8日 （定例会）	<p><b>1 議案</b></p> <p>(1) 選考の実施に関する事務の一部委任について</p> <p>(2) 職員の給与に関する報告及び勧告並びに公務運営の課題に関する報告について</p> <p><b>2 報告</b></p> <p>(1) 積明書の送付及び反論書の提出について（令和6年（審）第3号）</p>
18	令和6年10月18日 （定例会）	<p><b>1 報告</b></p> <p>(1) 令和6年度沖縄県職員採用上級（特別枠）・中級・初級試験第1次試験合格者数の決定等について</p>
19	令和6年11月5日 （定例会）	<p><b>1 議案</b></p> <p>(1) 令和6年度沖縄県職員採用上級（特別枠）試験の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について</p> <p>(2) 反論書の送付及び積明書の提出について（令和6年（審）第2号）</p> <p><b>2 報告</b></p> <p>(1) 令和6年度沖縄県警察官B採用試験及び令和6年度障害者を対象とした沖縄県職員採用選考試験の第1次合格者数の決定等について</p> <p>(2) 第2回書面審理について（令和6年（審）第2号）</p>
20	令和6年11月11日 （定例会）	<p><b>1 議案</b></p> <p>(1) 選考の実施に関する事務の一部委任について</p> <p>(2) 条例改正に係る人事委員会意見の開陳について</p>

		<p>(3) 積明書、準備書面及び証拠資料申請書の送付並びに積明書の提出要求について（令和6年市町村（審）第1号）</p> <p>(4) 職権による証拠調べについて（令和6年市町村（審）第1号）</p> <p><b>2 報告</b></p> <p>(1) 第3回書面審理について（令和6年市町村（審）第1号）</p>
21	令和6年12月3日 （定例会）	<p><b>1 議案</b></p> <p>(1) 令和6年度沖縄県職員採用中級・初級試験の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について</p> <p>(2) 令和6年度障害者を対象とした沖縄県職員採用選考試験の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について</p> <p>(3) 条例改正に係る人事委員会意見の開陳について</p> <p>(4) 反論書及び証拠資料申請書の送付について（令和6年（審）第3号）</p> <p>(5) 積明書等の送付及び書面審理終了の予告について（令和6年市町村（審）第1号）</p> <p><b>2 協議</b></p> <p>(1) 令和6年市町村（審）第1号の争点（案）について</p> <p><b>3 報告</b></p> <p>(1) 第2回書面審理について（令和6年（審）第3号）</p> <p>(2) 第4回書面審理について（令和6年市町村（審）第1号）</p>
22	令和6年12月10日 （定例会）	<p><b>1 協議</b></p> <p>(1) 令和7年度沖縄県職員採用上級（特別枠）試験について</p> <p>(2) 裁決方針について（令和6年（審）第3号）</p> <p><b>2 報告</b></p> <p>(1) 進捗報告について（令和6年（審）第1号）</p> <p>(2) 第3回書面審理について（令和6年（審）第3号）</p>
23	令和6年12月17日 （定例会）	<p><b>1 議案</b></p> <p>(1) 令和6年度沖縄県警察官B採用試験の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について</p> <p>(2) 選考の実施に関する事務の全部委任について</p> <p>(3) 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>(4) 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>(5) 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>(6) 裁決書（案）について（令和6年（審）第3号）</p> <p><b>2 協議</b></p> <p>(1) 沖縄県職員採用選考試験（再採用）の実施に係る事</p>

		前協議について
24	令和7年1月14日 (定例会)	<b>1 議案</b> (1) 選考の実施に関する事務の全部委任について (2) 準備書面及び積明書の送付、最終陳述書の提出並びに書面審理終了の予告について(令和6年(審)第2号) <b>2 協議</b> (1) 争点(案)について(令和6年(審)第2号) <b>3 報告</b> (1) 第3回書面審理について(令和6年(審)第2号)
25	令和7年1月28日 (定例会)	<b>1 議案</b> (1) 選考の実施に関する事務の委任取扱要綱について (2) 「沖縄県職員採用試験の第1次試験合格基準等について」の一部改正について (3) 選考の実施に関する事務の一部委任について (4) 最終陳述書等の送付及び書面審理の終了について(令和6年市町村(審)第1号) <b>2 報告</b> (1) 第5回書面審理について(令和6年市町村(審)第1号)
26	令和7年2月4日 (定例会)	<b>1 議案</b> (1) 令和7年度沖縄県職員採用試験計画(上級(特別枠)試験)について (2) 条例改正に係る人事委員会意見の開陳について <b>2 報告</b> (1) 選考の実施に関する事務の委任取扱要綱について
27	令和7年2月18日 (定例会)	<b>1 議案</b> (1) 最終陳述書の送付及び書面審理の終了について(令和6年(審)第2号) <b>2 協議</b> (1) 裁決方針について(令和6年市町村(審)第1号) <b>3 報告</b> (1) 本庁舎改修に伴う事務局の仮移転について (2) 第4回書面審理について(令和6年(審)第2号) (3) 第6回書面審理について(令和6年市町村(審)第1号)
28	令和7年3月4日 (定例会)	<b>1 議案</b> (1) 令和7年度沖縄県職員採用試験計画(上級(特別枠)試験を除く。)及び障害者を対象とした沖縄県職員採用選考試験計画について (2) 職員の昇任選考について (3) 会計年度任用職員の勤務時間及び休暇の基準に関する規則の一部を改正する規則について

		<p>(4) 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>(5) 一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>(6) 住居手当に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>(7) 裁決書（案）について（令和6年市町村（審）第1号）</p> <p><b>2 協議</b></p> <p>(1) 沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の改正に伴う規則改正事項について</p> <p>(2) 争点（案）及び準備手続について（令和6年（審）第1号）</p> <p><b>3 報告</b></p> <p>(1) 令和7年第1回沖縄県議会答弁の報告について</p>
29	令和7年3月13日 （定例会）	<p><b>1 議案</b></p> <p>(1) 人事委員会事務局職員の任命について</p> <p>(2) 人事委員会事務局における内部統制制度の導入について</p> <p>(3) 扶養手当に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>(4) 地域手当に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>(5) 単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>(6) 管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p><b>2 報告</b></p> <p>(1) 看護休暇に係る人事課との調整結果について</p>
30	令和7年3月17日 （定例会）	<p><b>1 議案</b></p> <p>(1) 選考の実施に関する事務の委任について</p> <p>(2) 一般職の任期付職員の採用に係る承認について</p> <p>(3) 令和7年度警察官採用試験の実施に関する事務の一部委任について</p> <p>(4) 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>(5) 通勤手当に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>(6) 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>(7) 沖縄県会計年度任用職員の基本報酬額に係る協議について</p> <p><b>2 協議</b></p> <p>(1) 沖縄県人事委員会に対する意見の申出について</p> <p><b>3 報告</b></p> <p>(1) 令和6年度給与支払監理の実施結果について</p>

31	令和7年3月24日 (定例会)	<p><b>1 議案</b></p> <p>(1) 選考の実施に関する事務の委任について</p> <p>(2) 職員の昇任選考について</p> <p>(3) 勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>(4) 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則について（アップデート）</p> <p>(5) 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則について（組織改編）</p> <p>(6) 特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>(7) へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>(8) 沖縄県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則について</p> <p>(9) 公平委員会の委託事務の費用に関する協議書（粟国村）の改正について</p> <p><b>2 協議</b></p> <p>(1) 裁決方針について（令和6年（審）第2号）</p> <p><b>3 報告</b></p> <p>(1) 令和6年度労働基準・労働安全衛生に関する実態調査結果報告について</p> <p>(2) 議決議案の一部修正について</p> <p>(3) 第5回書面審理について（令和6年（審）第2号）</p> <p><b>4 その他</b></p> <p>(1) 昇任選考に係る病院事業局からの意見の聴取について</p>
----	--------------------	---

(6) 規則の制定、改廃の状況

令和6年度に人事委員会で制定、改正及び廃止した規則は、次のとおりである。

規則番号	公布年月日 (施行期日)	規則名	規則の概要
R 6 14	R 6. 5. 17 (R 6. 5. 17)	特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	北部農林水産振興センター伊是名村駐在について、伊是名村役場所在地を特地公署として定めているが、同役場が移転したため、特地公署及びその級別区分を定めた別表の改正を行った。
15	R 6. 5. 31 (R 6. 5. 31)	職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	沖縄県病院事業企業職員給与規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第16号）の改正等に伴う所要の改正を行った。
16	R 6. 12. 27 (R 6. 12. 27)	初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	沖縄県職員の給与に関する条例の改正に伴い、医師及び歯科医師に支給する初任給調整手当の月額を引き上げる改正を行った。
17	R 6. 12. 27 (R 6. 12. 27) (R 7. 4. 1)	期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	沖縄県職員の給与に関する条例の改正による勤勉手当の支給割合の改定に伴い、同手当の成績率について、所要の改正を行った。
18	R 6. 12. 27 (R 6. 12. 27) (R 7. 4. 1)	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則	職員の勤勉手当の成績率の上限について、期末手当及び勤勉手当に関する規則改正が行われたことを踏まえ、会計年度任用職員の成績率の上限について改正を行った。
R 7 1	R 7. 3. 25 (R 7. 4. 1)	会計年度任用職員の勤務時間及び休暇の基準に関する規則の一部を改正する規則	会計年度任用職員の仕事と生活の両立支援の拡充を図るため、無給休暇及び有給休暇の所得要件及び対象範囲について所要の改正を行った。
2	R 7. 3. 31 (R 7. 4. 1)	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則等の一部を改正する規則	知事部局及び教育庁において、令和7年4月の組織改編に伴い、部等の内部組織及び職の改廃があることから、次の人事委員会規則について所要の改正を行った。 ・初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則 ・管理職手当に関する規則 ・管理職員等の範囲を定める規則 ・特殊勤務手当に関する規則
3	R 7. 3. 31	初任給、昇格、昇給等	沖縄県職員の給与に関する条例の改正

	(R 7. 4. 1)	の基準に関する規則の一部を改正する規則	に伴い、行政職 8 級以上の職員の昇給や各給料表における昇格及び降格の際の対応関係に変更が生じる等のため、改正を行った。
4	R 7. 3. 31 (R 7. 4. 1)	扶養手当に関する規則の一部を改正する規則	配偶者に係る扶養手当の廃止、経過措置期間中における支給要件等の規定その他扶養手当の支給について所要の改正を行った。
5	R 7. 3. 31 (R 7. 4. 1)	通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	沖縄県職員の給与に関する条例の改正に伴い、高速自動車国道等に係る特例による通勤手当を支給される職員及び当該職員と権衡上必要があると認められる職員に係る規定を定め、手当の支給、返納及び支給単位期間に関し必要な規定について所要の改正を行った。
6	R 7. 3. 31 (R 7. 4. 1)	期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	勤勉手当の成績率の上限の改正を行い、特定任期付職員の成績率を定める改正を行った。
7	R 7. 3. 31 (R 7. 4. 1)	勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則	沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の改正に伴い、特別休暇の対象及び取得事由に係る所要の改正を行った。
8	R 7. 3. 31 (R 7. 4. 1)	特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則	沖縄県職員の定年等に関する条例の改正に伴い、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に係る特勤手当及び特勤手当に準ずる手当に係る所要の改正を行い、特勤公署及びその級別区分を定める別表の追加を行った。
9	R 7. 3. 31 (R 7. 4. 1)	へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則	沖縄県職員の定年等に関する条例の改正に伴い、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に係るへき地手当及びへき地手当に準ずる手当について所要の改正を行った。
10	R 7. 3. 31 (R 7. 4. 1)	沖縄県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	県内の地方公共団体等における職の新設及び廃止等に伴い、人事委員会規則で定める管理職員等の範囲について、所要の改正を行った。
11	R 7. 3. 31 (R 7. 4. 1)	住居手当に関する規則の一部を改正する規則	沖縄県職員の給与に関する条例の改正に伴い、住居手当の配偶者に係る規定について所要の改正を行った。

12	R 7. 3. 31 (R 7. 4. 1)	義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	沖縄県職員の給与に関する条例の改正に伴い、給料表の号給構成が改められたことから、同規則の別表第1及び別表第2の改正を行った。
13	R 7. 3. 31 (R 7. 4. 1)	単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則	沖縄県職員の給与に関する条例の改正に伴い、配偶者について定義の改正、新たに給料表の適用を受ける職員を支給対象とする改正を行い、その他所要の改正を行った。
14	R 7. 3. 31 (R 7. 4. 1)	管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	沖縄県職員の給与に関する条例の改正に伴い、任期付職員等の平日深夜勤務に係る手当額及び平日深夜勤務に引き続き週休日等に勤務を行った場合等については、週休日等の勤務とみなすことを定め、その他所要の改正を行った。
15	R 7. 3. 31 (R 7. 4. 1)	一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則	沖縄県職員の給与に関する条例の改正に伴い、特定任期付職員業績手当に関する規定について所要の改正を行った。
16	R 7. 3. 31 (R 7. 4. 1)	地域手当に関する規則の一部を改正する規則	沖縄県職員の給与に関する条例の改正に伴い、国に準じて級地区分及び支給割合の改正を行い、令和10年3月までの間の経過措置について所要の改正を行った。
17	R 7. 3. 31 (R 7. 4. 1)	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則	勤勉手当の成績率を改め、同手当に係る除算期間及び別表について所要の改正を行った。

(7) 条例案に対する意見の状況

地公法第5条第2項の規定に基づき、県が職員に適用される基準の実施その他職員に関する事項について条例を定めるときには、議会において人事委員会の意見を聞かなければならないとされている。

令和6年度に議会に提案された条例案に対する意見の開陳は、次のとおりである。

年 月 日	条 例 案	意 見 の 開 陳
令和6年11月26日	乙第1号議案「沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」	乙第1号議案「沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、雇用保険法等が改正されたことに伴い、沖縄県を退職した職員で失業の状態にある者に対して支給する退職手当について、所要の改正を行うもの等となっており、適当であると考えます。
令和6年12月10日	乙第39号議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」	乙第39号議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」につきましては、去る10月18日に当委員会が行った「職員の給与に関する報告及び勧告」の趣旨を踏まえ、職員の給与について所要の改正を行うものとなっており、適当であると考えます。
令和7年2月12日	乙第2号議案「刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」	乙第2号議案「刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」のうち、「沖縄県職員の分限に関する条例」、「沖縄県職員の退職手当に関する条例」、「沖縄県職員の給与に関する条例」、「沖縄の復帰前における刑事事件に係る沖縄県職員の失職に関する特別措置条例」、「沖縄県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」の一部改正につきましては、刑法等一部改正法により懲役刑及び禁錮刑が廃止され拘禁刑が創設されたことに伴う各条例の改正であり、適当であると考えます。
令和7年2月12日	乙第3号議案「沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例」	乙第3号議案「沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴うものであり、職場環境の改善を目的とした改正であることから、適当であると考えます。

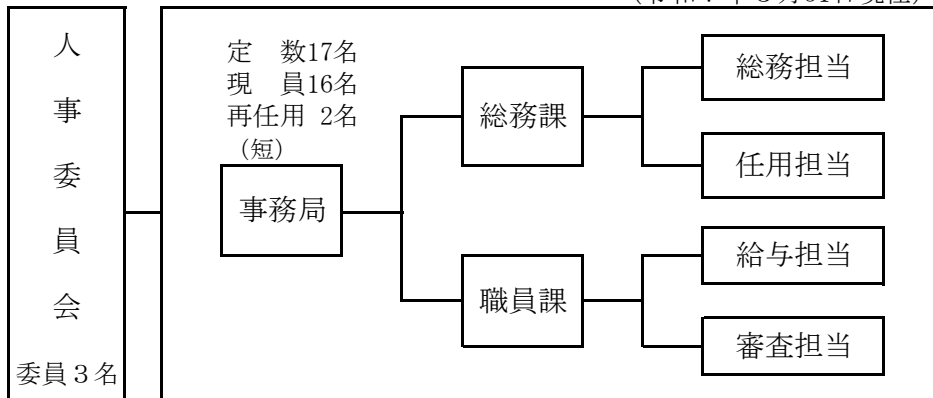
令和7年2月12日	乙第4号議案「沖縄県職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例」	<p>なお、同条例において人事委員会規則で定めるとされている事項については、当委員会においてその内容を慎重に検討する必要があると考えております。</p> <p>乙第4号議案「沖縄県職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例」のうち、「沖縄県職員の旅費に関する条例」及び「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例」の一部改正につきましては、国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴い、当分の間の措置として、職員の日当及び宿泊料の特例を定めるものであり、適当であると考えます。</p>
令和7年2月12日	乙第5号議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」	<p>乙第5号議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち、「沖縄県職員の給与に関する条例」、「沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例」及び「沖縄県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例」の一部改正につきましては、昨年10月18日に、当委員会が行った「職員の給与に関する報告及び勧告」の趣旨を踏まえ、職員の給与について所要の改正を行うものとなり、適当であると考えます。</p>
令和7年2月12日	乙第7号議案「沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」	<p>乙第7号議案「沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴う引用条項を改める所要の改正であることから、適当であると考えます。</p>

## 2 人事委員会組織及び事務局事務分掌

### (1) 組織

人事委員会及び事務局の組織は、次のとおりである。

(令和7年3月31日現在)



### (2) 事務分掌

人事委員会事務局各課の分掌事務は、次のとおりである。

(沖縄県人事委員会事務局の組織に関する規則)

#### 【総務課】

- ① 人事委員会の会議及び人事委員に関すること。
- ② 公印に関すること。
- ③ 文書の收受、審査、発送及び保存に関すること。
- ④ 予算、決算及び経理に関すること。
- ⑤ 物品の調達及び管理に関すること。
- ⑥ 事務局の組織並びに事務局職員の人事、給与、服務、研修及び厚生福利に関すること。
- ⑦ 人事行政に関する事項の調査研究及び勧告に関すること。
- ⑧ 人事記録の管理及び人事に関する統計報告に関すること。
- ⑨ 競争試験、選考その他任用に関すること。
- ⑩ 分限、懲戒及び服務に関すること。
- ⑪ 退職管理に関すること。
- ⑫ 人事評価の実施及び研修についての勧告に関すること。
- ⑬ 定年、勤務延長等に関すること。
- ⑭ 公益的法人等への派遣等に関すること。
- ⑮ 任期付職員の採用等に関すること。
- ⑯ 人事委員会規則その他諸規程の審査に関すること。
- ⑰ 人事行政の運営等の状況の報告に関すること。
- ⑱ 労働基準監督機関の職権行使に関すること。
- ⑲ その他他課の所管に属しないこと。

#### 【職員課】

- ① 給与、勤務時間その他の勤務条件及び厚生福利制度に関すること。
- ② 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置についての勧告に関すること。
- ③ 給与の支払の監理に関すること。
- ④ 給料表に関する報告及び勧告に関すること。
- ⑤ 勤務条件に関する措置の要求の審査に関すること。
- ⑥ 不利益処分についての審査請求の審査に関すること。
- ⑦ 職員の苦情処理に関すること。
- ⑧ 公立学校の学校医等の公務災害補償の審査に関すること。
- ⑨ 管理職員等の範囲の指定に関すること。
- ⑩ 職員団体の登録等に関すること。
- ⑪ 地方公共団体から委託された公平委員会の事務(退職管理に関するものを除く。)の処理に関すること。
- ⑫ 退職手当の支給制限等の処分についての調査審議等に関すること。

## (3) 予算の状況（歳出）

人事委員会の予算の状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

款	項	目	節	R6		R7		
				予算現額	決算額	当初予算	事項別予算額	
総務費	人事委員会費	委員会費	報酬	6,864	6,864	6,864	委員会費 7,577	
			旅費	529	278	519		
			交際費	3	2	3		
			負担金、補助及び交付金	191	191	191		
			小計	7,587	7,335	7,577		
			事務局費	報酬	4,316	4,315	4,306	職員費 149,557 事務局運営費 5,344 職員採用試験費 37,726 公平関係事務費 1,860 労働基準監督費 387 職員給与等実態調査費 3,196 計 198,070
		給料		73,426	73,424	74,016		
		職員手当等		50,112	48,859	50,501		
		共済費		24,485	23,951	26,678		
		報償費		1,028	790	1,144		
		旅費		5,048	2,787	5,134		
		需用費		10,526	8,469	10,136		
		役務費		1,115	489	1,230		
		委託料		11,203	5,003	18,675		
		使用料及び賃借料		2,328	1,907	3,475		
		備品購入費		0	0	0		
		負担金、補助及び交付金		2,474	2,390	2,775		
			小計	186,061	172,384	198,070		
			合計	193,648	179,719	205,647		

(4) その他諸会議の開催状況

令和6年度人事委員会関係の諸会議の開催状況は、次のとおりである。

	国 関 係	全国人事委員会連合会	九州地方人事委員会協議会	そ の 他
R6. 4月				
5月			委員長会議 (宮崎県)	
6月		第132回総会 (東京都)		
7月		第67回公平審査事務研修会 (宮城県)		
8月	全国人事委員会事務局長・人事担当課長・市町村担当課長会議 (リモート開催)		給与担当課長・給与専門部会合同会議 (鹿児島県)	
9月			委員長・事務局長合同会議 (長崎県)	
10月				
11月			○給与専門部会 (熊本県)  ○公平担当課長及び労働福祉・公平専門部会合同会議 (沖縄県)	
12月			総務・任用専門部会 (熊本市)	
R7. 1月				
2月			事務局長会議 (書面開催)	
3月				

### 3 任用関係業務

法第15条は、「職員の任用は、この法律の定めるところにより、受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて行わなければならない。」と任用に関する根本基準を定め、成績主義の原則を明確にしている。

本県においては、昭和47年5月15日に、人事委員会規則として「職員の任用に関する規則」を公布、施行した。

同規則に基づき実施した職員の採用、昇任等の状況は、次のとおりである。

#### (1) 採用試験、選考の状況

##### ア 採用試験の実施状況

##### (ア) 上級試験

上級試験は、大学卒業程度の能力を有する者を対象とした試験であり、令和6年度の試験区分は、行政、心理、社会福祉、電気、機械、土木、建築、化学、農業、農業土木、農芸化学、畜産、林業、水産、病院事務及び警察事務の16区分である。

また、令和6年度は、電気、土木、建築及び農業土木の4区分で上級（特別枠）試験を実施した。

令和6年度上級試験（特別枠含む。）の申込者数は1,136人で、前年度に比べ147人減少し、受験者総数は908人で前年度に比べ166人減少した。受験率は79.9%で、前年度に比べ3.8ポイント低下した。最終合格者数は241人で前年度に比べ31人増加し、競争倍率は3.8倍で、前年度に比べ1.3ポイント低下した。

（過去5年間の実績）

	申込者数	申込者増減数	受験者数	受験者増減数	受験率(%)	合格者数		最終合格者増減数	競争倍率
						一次試験	最終		
令和2年度	1,535	103	1,283	23	83.6	274	206	36	6.2
令和3年度	1,568	33	1,327	44	84.6	286	184	△22	7.2
令和4年度	1,516	△52	1,272	△55	83.9	312	230	46	5.5
令和5年度	1,283	△233	1,074	△198	83.7	314	210	△20	5.1
令和6年度	1,136	△147	908	△166	79.9	341	241	31	3.8
うち、上級	1,054	△229	875	△199	83.0	330	234	24	3.7
うち、上級(特別枠)	82	82	33	33	40.2	11	7	7	4.7

##### (イ) 中級試験

中級試験は、短期大学卒業程度の能力を有する者を対象とした試験である。試験区分は、県立学校事務Ⅰ、Ⅱ及び市町村立学校事務の3区分となっている。

令和6年度試験の申込者総数は434人で、前年度に比べ19人減少し、受験者総数は276人で前年度に比べ21人減少した。受験率は63.6%で、前年度に比べ2.0ポイント低下した。

最終合格者数は37人で前年度に比べ19人減少し、競争倍率は7.5倍で、前年度に比べ2.2ポイント増加した。

（過去5年間の実績）

項目 年度	受験申込者数	申込者増減数	受験者数	受験者増減数	受験率(%)	一次試験合格者数	最終合格者数	最終合格者増減数	競争倍率
令和2年度	707	171	507	123	71.7	45	23	△2	22.0
令和3年度	647	△60	458	△49	70.8	50	25	2	18.3
令和4年度	543	△104	368	△90	67.8	84	47	22	7.8
令和5年度	453	△90	297	△71	65.6	86	56	9	5.3
令和6年度	434	△19	276	△21	63.6	78	37	△19	7.5

(ウ) 初級試験

初級試験は、高等学校卒業程度の能力を有する者を対象とした試験である。令和6年度の試験区分は、一般事務、土木、農業土木、警察事務、農業管理及び畜産管理の6区分となっている。

令和6年度試験の申込者総数は431人で、前年度に比べ15人減少し、受験者総数は256人で前年度に比べ57人増加した。受験率は59.4%で、前年度に比べ14.8ポイント上昇した。

最終合格者数は22人で前年度に比べ12人増加し、競争倍率は11.6倍で、前年度に比べ8.3ポイント低下した。

(過去5年間の実績)

年度	項目	受験申込者数	申込者増減数	受験者数	受験者増減数	受験率(%)	一次試験合格者数	最終合格者数	最終合格者増減数	競争倍率
令和2年度		742	△205	398	△354	53.6	33	17	8	23.4
令和3年度		747	△5	349	△49	46.7	42	14	△3	24.9
令和4年度		693	△54	280	△69	40.4	31	17	3	16.5
令和5年度		446	△247	199	△81	44.6	20	10	△7	19.9
令和6年度		431	△15	256	57	59.4	33	22	12	11.6

※令和6年度試験から「農業管理」、「畜産管理」の試験区分が追加。

(エ) 警察官A試験

警察官A試験は、大学卒業者又は卒業見込者を対象とした試験である。試験区分は、男性及び女性の2区分となっている。

令和6年度試験の申込者総数は248人で、前年度に比べ29人増加し、受験者総数は196人で前年度に比べ30人増加した。受験率は79.0%で、前年度に比べ3.2ポイント上昇した。最終合格者数は49人で前年度に比べ11人増加し、競争倍率は4.0倍で、前年度に比べ0.4ポイント減少した。

(過去5年間の実績)

年度	項目	受験申込者数	申込者増減数	受験者数	受験者増減数	受験率(%)	一次試験合格者数	最終合格者数	最終合格者増減数	競争倍率
令和2年度		343	△139	278	△63	81.0	207	58	9	4.8
令和3年度		385	42	264	△14	68.6	132	53	△5	5.0
令和4年度		292	△93	213	△51	72.9	109	33	△20	6.5
令和5年度		219	△73	166	△47	75.8	87	38	5	4.4
令和6年度		248	29	196	30	79.0	122	49	11	4.0

(オ) 警察官B試験

警察官B試験は、大学卒業者（卒業見込者を含む。）以外を対象とした試験である。試験区分は、男性及び女性の2区分となっている。

令和6年度試験の申込者総数は555人で、前年度に比べ11人減少し、受験者総数は344人で前年度に比べ73人増加した。受験率は62.0%で、前年度に比べ14.1ポイント上昇した。

最終合格者数は57人で前年度に比べ26人増加し、競争倍率は6.0倍で前年度に比べ2.7ポイント減少した。

(過去5年間の実績)

年度	項目	受験申込者数	申込者増減数	受験者数	受験者増減数	受験率(%)	一次試験合格者数	最終合格者数	最終合格者増減数	競争倍率
令和2年度		872	△93	531	△24	60.9	249	67	19	7.9
令和3年度		950	78	539	8	56.7	271	89	22	6.1

令和4年度	794	△156	403	△136	50.8	172	72	△17	5.6
令和5年度	566	△228	271	△132	47.9	115	31	△41	8.7
令和6年度	555	△11	344	73	62.0	195	57	26	6.0

(カ) 障害者を対象とした採用選考試験

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の趣旨に基づき、障害者の雇用の促進を図ることを目的とした選考試験である。試験区分は、一般事務の1区分となっている。

令和6年度試験の申込者数は46人で、前年度と比べ4人増加し、受験者数は39人で前年度に比べ5人増加した。受験率は84.8%で、前年度に比べ3.8ポイント上昇した。

最終合格者数は7人で前年度に比べ2人減少し、競争倍率は5.6倍で前年度に比べ1.8ポイント上昇した。

(過去5年間の実績)

年度	項目	受験申込者数	申込者増減数	受験者数	受験者増減数	受験率(%)	一次試験合格者数	最終合格者数	最終合格者増減数	競争倍率
令和2年度		38	0	35	3	92.1	14	7	△1	5.0
令和3年度		45	7	39	4	86.7	14	6	△1	6.5
令和4年度		43	△2	35	△4	81.4	22	11	5	3.2
令和5年度		42	△1	34	△1	81.0	16	9	△2	3.8
令和6年度		46	4	39	5	84.8	12	7	△2	5.6

(キ) 試験成績情報の提供

沖縄県人事委員会では、個人情報保護法（平成15年法律第57号）第69条第2項第1号の規定に基づき、受験者本人の同意があるとき又は本人に提供するときは、受験者の得点及び順位の情報を提供する。

令和6年度の情報提供件数は次のとおり。

試験種類	開示した内容	件数
上級	第一次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位	99
	第二次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位	148
上級（特別枠）	第一次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位	4
	第二次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位	1
中級	第一次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位	26
	第二次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位	28
初級	第一次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位	4
	第二次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位	9
警察官A	第一次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位	18
	第二次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位	52
警察官B	第一次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位	19
	第二次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位	83
障害者を対象とした選考試験	第一次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位	1
	第二次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位	5

イ 採用試験の実施日程

令和6年度採用試験の実施日程は、次のとおりである。

試験種類	試験公告日	受付期間	第一次試験日	第一次試験合格発表日	第二次試験日	最終合格発表日
上級	4月26日(金)	4月26日(金) ～ 5月17日(金)	6月16日(日)	6月28日(金)	7月6日(土) ～ 8月16日(水)	8月30日(金)
上級(特別枠)	7月1日(月)	7月8日(月) ～ 7月29日(月)	9月9日(月) ～ 9月29日(日)	10月11日(金)	10月28日(月) ～ 10月29日(火)	11月15日(金)
中級	7月1日(月)	7月8日(月) ～ 7月29日(月)	9月29日(日)	10月18日(金)	11月3日(日) ～ 11月19日(火)	12月6日(金)
初級	7月1日(月)	7月8日(月) ～ 7月29日(月)	9月29日(日)	10月18日(金)	11月3日(日) ～ 11月19日(火)	12月6日(金)
警察官A	4月26日(金)	4月26日(金) ～ 5月17日(金)	7月14日(日)	7月26日(金)	8月10日(土) ～ 8月27日(火)	9月20日(金)
警察官B	7月1日(月)	7月1日(月) ～ 8月8日(木)	10月20日(日)	11月1日(金)	11月16日(土) ～ 12月3日(火)	12月20日(金)
障害者を対象とした選考試験	公告対象外	7月8日(月) ～ 7月29日(月)	10月20日(日)	11月1日(金)	11月22日(金) ～ 11月28日(木)	12月6日(金)

ウ 採用試験の対象職及び給料月額

試験種類ごとの対象となる職及び給料月額は、次のとおりである。

給料月額

試験種類	対象職	給料月額
上級、上級(特別枠)	行政職給料表	1級25号給 220,000円
	企業職給料表	1級25号給 220,000円
	病院事業行政職給料表	1級25号給 220,000円
	研究職給料表	2級1号給 233,900円
中級	行政職給料表	1級15号給 204,400円
初級	行政職給料表	1級5号給 188,000円
警察官A	公安職給料表	1級21号給 251,800円
警察官B	公安職給料表	1級3号給 216,400円
障害者を対象とした選考試験	行政職給料表	1級1号給 183,500円

※ 給料月額は、令和7年3月31日現在のものである。

※ 職務の級及び号給は、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和47年人事委員会規則第10号)第10条第2項及び第11条第1項第1号の規定に基づく例。

エ 採用試験の受験資格

令和6年度採用試験の受験資格は、次のとおりである。

試験種類	受験資格
上級 上級（特別枠）	<p>1 次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 平成元年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者（学歴不問）</p> <p>(2) 平成15年4月2日以降に生まれた者で大学を卒業したもの又は令和7年3月までに大学を卒業する見込みのもの（人事委員会が同等の資格があると認めるものを含む。）</p> <p>※「心理」の試験区分については、1に加え、大学において心理学を専修する学科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した又は令和7年3月までに卒業見込みであること。</p> <p>※「社会福祉」の試験区分については、1に加え、次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 社会福祉士となる資格を有する者</p> <p>(2) 社会福祉主事としての任用資格を有する者又は令和7年3月までに当該任用資格を取得する見込みの者</p> <p>※「警察事務」の試験区分については、1に加え、日本国籍を有する者</p>
中級	<p>1 平成3年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者(学歴不問)</p> <p>※「県立学校事務Ⅱ」の試験区分については、1に加え、図書館法に規定する司書となる資格を有する者又は令和7年3月までに当該資格を取得する見込みの者</p>
初級	<p>1 平成15年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者（大学における在学期間が2年を超える者を除く。）</p> <p>※「警察事務」の試験区分については、1に加え、日本国籍を有する者</p>
警察官A (沖縄県)	<p>1 次のいずれにも該当する者</p> <p>(1) 平成2年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者</p> <p>(2) 大学を卒業した者又は令和7年3月までに卒業する見込みの者(人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。)</p> <p>(3) 日本国籍を有する者</p>
警察官B (沖縄県)	<p>1 次のいずれにも該当する者</p> <p>(1) 平成2年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者</p> <p>(2) 次の要件に該当しない者 大学を卒業した者又は令和7年3月までに大学を卒業する見込みの者 (人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。)</p> <p>(3) 日本国籍を有する者</p>
障害者を対象とした選考試験	<p>1 次のいずれにも該当する者</p> <p>(1) 平成元年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者</p> <p>(2) 次の手帳等の交付を受けている者</p> <p>ア 身体障害者手帳又は身体障害を有する旨の診断書・意見書</p> <p>イ 療育手帳又は知的障害者であることの判定書</p> <p>ウ 精神障害者保健福祉手帳</p> <p>※手帳等は、受験申込日及び受験当日において有効であることが必要</p>

※法第16条の欠格事項に該当する者は、受験できない。

※「大学」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(短期大学を除く)をいう。

オ 採用試験の実施方法

令和6年度採用試験の実施方法は、次のとおりである。

試験種類	第一次試験	第二次試験	資格調査
上級	教養試験 (事務系)択一式50問(2時間30分) (技術系)択一式30問(2時間) 専門試験 択一式40問(2時間)	口述試験 個別面接(上級、上級(特別枠)、中級、初級) 集団討論(上級) 論文試験(上級・中級) 1,000字以内(2時間) 作文試験(初級) 600字以内(1時間)	受験資格の有無、申込書記載事項の真否等
上級(特別枠)	教養試験(SCOA) 択一式120問(1時間) 専門試験 択一式30問(2時間)		
中級	教養試験 択一式50問(2時間30分) 専門試験 択一式40問(2時間)		
初級	教養試験 択一式50問(2時間30分) 専門試験(土木・農業土木) 択一式40問(2時間) 専門試験(農業管理・畜産管理) 記述式6問(2時間)		
警察官A 警察官B	教養試験 択一式50問(2時間30分)		
障害者を対象とした選考試験	教養試験 択一式40問(2時間)	口述試験 個別面接 作文試験 600字以内(1時間)	

カ 採用試験の実施結果

令和6年度採用試験の実施結果は、次のとおりである。

(令和7年4月1日現在)

試験種類	試験区分	採用 予定数	申込 者数 (A)	受験 者数 (B)	受験率 (%) (B/A×100)	第一次 合格者	最終 合格者 (C)	競争率 (倍) (B/C)	採用候補者名簿登載者		
									採用 者数	辞退者 等数	未採用 者数
上級	行政	104	697	588	84.4	194	143	4.1	90	53	0
	心理	2	20	12	60.0	4	3	4.0	3	0	0
	社会福祉	14	51	46	90.2	24	15	3.1	14	1	0
	電気	14	21	17	81.0	11	9	1.9	6	3	0
	機械	8	17	15	88.2	12	7	2.1	5	2	0
	土木	21	31	23	74.2	7	7	3.3	1	6	0
	建築	4	6	6	100.0	3	3	2.0	2	1	0
	化学	5	23	18	78.3	11	6	3.0	3	3	0
	農業	8	20	17	85.0	14	10	1.7	10	0	0
	農業土木	5	12	8	66.7	5	2	4.0	2	0	0
	農芸化学	3	13	10	76.9	4	3	3.3	3	0	0
	畜産	2	7	5	71.4	2	1	5.0	1	0	0
	林業	7	11	8	72.7	5	3	2.7	2	1	0
	水産	2	7	6	85.7	3	2	3.0	2	0	0
	病院事務	38	59	49	83.1	21	15	3.3	13	2	0
警察事務	3	59	47	79.7	10	5	9.4	2	3	0	
	小計		1,054	875	83.0	330	234	3.7	159	75	0
上級特別枠	電気	6	24	8	33.3	2	0	-	0	0	0
	土木	29	34	15	44.1	6	4	3.8	3	1	0
	建築	9	9	3	33.3	1	1	3.0	1	0	0
	農業土木	8	15	7	46.7	2	2	3.5	1	1	0
	小計		82	33	40.2	11	7	4.7	5	2	0
中級	県立学校事務Ⅰ	9	92	50	54.3	27	14	3.6	13	1	0
	県立学校事務Ⅱ	3	32	25	78.1	9	3	8.3	3	0	0
	市町村立学校事務	14	310	201	64.8	42	20	10.1	15	5	0
	小計		434	276	63.6	78	37	7.5	31	6	0
初級	一般事務	6	294	171	58.2	12	9	19.0	4	5	0
	土木	4	10	5	50.0	2	2	2.5	1	1	0
	農業土木	2	3	1	33.3	1	1	1.0	0	1	0
	農業管理	2	5	4	80.0	3	2	2.0	2	0	0
	畜産管理	2	9	8	88.9	2	1	8.0	1	0	0
	警察事務	5	110	67	60.9	13	7	9.6	4	3	0
	小計		431	256	59.4	33	22	11.6	12	10	0
警察官	警察官A(男性)	30	194	154	79.4	99	37	4.2	30	6	1
	警察官A(女性)	9	54	42	77.8	23	12	3.5	10	2	0
	警察官B(男性)	35	398	244	61.3	138	42	5.8	35	6	1
	警察官B(女性)	13	157	100	63.7	57	15	6.7	15	0	0
	小計		803	540	67.2	317	106	5.1	90	14	2
	総計		2,804	1,980	70.6	769	406	4.9	297	107	2

障害者を対象とした選考試験

一般事務	7	46	39	84.8	12	7	5.6	5	2	0
------	---	----	----	------	----	---	-----	---	---	---

キ 採用候補者名簿登載者の状況

令和6年度採用候補者名簿登載者の状況は、次のとおりである。

試験種類	試験区分	名簿登載者	学歴				年齢※																		
			大学卒者※	短大卒者※	高卒者※	その他 中卒者	18歳	19歳	20歳	21歳	22歳	23歳	24歳	25歳	26歳	27歳	28歳	29歳	30歳	31歳	32歳	33歳	34歳	35歳	
上級	行政	143	140		3				72	24	14	8	3	3	8	4	2	1	3				1		
	心理	3	3												1		1	1							
	社会福祉	15	15						2	3	2		1	1		1				3	1	1			
	電気	9	9						2	1	1	1				1	1	1				1			
	機械	7	7						2	1		1	1			1				1					
	土木	7	7						5		1					1									
	建築	3	3						3																
	化学	6	6						3				2								1				
	農業	10	9		1				2	1	1	1	1						1	2		1			
	農業土木	2	2									1	1												
	農芸化学	3	3						2										1						
	畜産	1	1						1																
	林業	3	3						1	2															
	水産	2	2							1			1												
	病院事務	15	14		1				2	1	3	3			1	1	1				1	1	1		
	警察事務	5	5						2		1		1	1											
小計	234	229		4	1			99	34	23	15	11	5	11	8	5	5	7	4	4	3				
上級特別枠	電気																								
	土木	4	3		1											1					1	2			
	建築	1			1							1													
	農業土木	2	1		1							1								1					
	小計	7	4		2	1						1	1			1				1		1	2		
中級	県立学校事務Ⅰ	14	13		1			1		2	3	1	1	1	1	1				3					
	県立学校事務Ⅱ	3	3						1			1							1						
	市町村立学校事務	20	16		2	2		1	1	5	5	2	1		1	1	2			1					
	小計	37	32		3	2		1	2	6	7	5	3	1	1	2	2	2	1	4					
初級	一般事務	9			9		1	1	5	2															
	土木	2			2		2																		
	農業土木	1			1		1																		
	警察事務	7	1		5	1		4	2	1															
	農業管理	2			1	1	1		1																
	畜産管理	1			1		1																		
小計	22	1		19	2	6	5	8	3																
警察官	警察官A(男性)	37	37						18	10	3	1	2		1	2									
	警察官A(女性)	12	12						4	4	2	1	1												
	警察官B(男性)	42			42		5	6	13	5	1	2	3		1	2				2		1			
	警察官B(女性)	15			15		4	6	5																
	小計	106	49		57		9	12	18	5	23	16	8	2	4	2	1	3			2		1		
合計	406	315		85	6	15	17	27	10	128	57	36	21	17	8	14	14	7	6	14	4	6	5		

障害者を対象とした選考試験

一般事務	7	5		2		1								2	1								2
------	---	---	--	---	--	---	--	--	--	--	--	--	--	---	---	--	--	--	--	--	--	--	---

※「年齢」は、令和7年4月1日時点のもの。

※「大学卒者」、「短大卒者」及び「高卒者」は、それぞれ卒業見込者を含む。

※「大学卒者」は、大学院の卒業者、卒業見込者及び在学者を含む。

ク 採用選考

職員の採用は、競争試験で行うことが原則であるが、競争試験によって採用することが適当でない職種については、選考で行うことができるとされている。

職員の任用に関する規則にあっては、選考によることができるものとして、組織上の職（部長、統括監、課長、班長、主査等）、法令に定める資格又は免許を必要とする職（医師、看護師等）、警察官の階級上の職のうち巡査部長以上の職、現業職員の職、その他人事委員会が競争試験によることが適当でないとする職などを規定している。

選考は、原則として人事委員会が行うが、警察官の階級上の職のうち警部以下の職（人事交流による場合に限る。）、現業職員の職等への採用についての選考の権限は、任命権者に委任している。また、一部の専門性、特殊性が認められる職については、選考に係る事務の一部又は全部を任命権者に委任することができることとしている。

令和6年度に任命権者からの申請に基づき、人事委員会が承認した採用選考は次のとおりである。ただし、障害者採用選考を除く（前項キを参照）。

職	選考申請人員					選考承認人員
	知事部局	教育委員会	警察本部	病院事業局	計	
統括監級	1				1	1
課長級	1	3	9		13	13
班長級		7			7	7
主査級		19	1		20	20
主事・主任級	3		1	4	8	8
学校栄養職員		1			1	1
診療科部長・副部長				4	4	4
医長				6	6	6
医師	5			46	51	51
歯科医師				2	2	2
薬剤師				5	5	5
看護師				67	67	67
診療放射線技師				10	10	10
臨床検査技師				4	4	4
臨床工学技士				4	4	4
理学療法士				6	6	6
作業療法士				6	6	6
言語聴覚士				1	1	1
管理栄養士				3	3	3
航海士	2		1		3	3
機関士		2			2	2
機関員		1			1	1
司厨員		1			1	1
甲板員		1			1	1
計	12	35	12	168	227	227

※ 令和6年度は、看護師等一部の職について選考に係る事務の全部を委任している。この場合の選考は上表に含まれない。

## (2) 昇任試験の状況

### ア 警察官昇任試験の実施状況

警察官の昇任試験の実施等については、職員の任用に関する規則第36条第1項の規定に基づき警察本部長に委任している。

令和6年度に警察本部長が実施した昇任試験の状況は、次のとおりである。

区分	受験資格	試験日	申込者	受験者	第一次合格者	第二次合格者	最終合格者	競争率
巡査部長	在級年数 大学卒:巡査の階級に3年以上在級している者 短大卒:巡査の階級に4年以上在級している者 その他:巡査の階級に5年以上在級している者  術科:銃剣道いずれかの有段者で、かつ、逮捕術、拳銃、救急法及び鑑識の技能検定級位取得が初級以上の者であること。	第一次試験 令和6年5月11日(土) 第二次試験 令和6年6月5日(水) 第三次試験 令和6年8月5日(月) ～8月6日(火)	651	638	98	71	58	11.0
警部補	在級年数 大学卒:巡査部長の階級に2年以上在級している者 短大卒:巡査部長の階級に3年以上在級している者 その他:巡査部長の階級に4年以上在級している者  術科:銃剣道いずれかの有段者で、かつ、逮捕術、拳銃、救急法及び鑑識の技能検定級位取得が初級以上の者であること。	第一次試験 令和6年5月25日(土) 第二次試験 令和6年6月26日(水) 第三次試験 令和6年8月14日(水) ～8月15日(木)	538	520	67	50	40	13.0
警部	在級年数 警部補の階級に4年以上在級している者  術科:銃剣道いずれかの有段者で、かつ、逮捕術、拳銃、救急法及び鑑識の技能検定級位取得が初級以上の者であること。	第一次試験 令和6年6月1日(土) 第二次試験 令和6年7月3日(水) 第三次試験 令和6年8月29日(木) ～8月30日(金)	368	338	55	31	20	16.9

※ 在級期間の計算

休職、療養又は育児休業期間が6か月を超える場合、これらの期間を除く。

### イ 昇任選考の状況

組織上の職（部長、統括監、課長、班長、主査等）、法令に定める資格又は免許を必要とする職（医師、看護師等）、警察官の階級上の職のうち警視の職その他人事委員会が選考によることが適当であると認める職等への昇任については、選考により行うものとしている。

なお、(1)組織上の職が主査及びこれに相当する職以下の職、(2)警察官の階級上の職のうち、警部、警部補及び巡査部長の職、(3)公務上の負傷若しくは疾病によって死亡し、又は著しい障害の状態となった者の上位の職、(4)20年以上勤務して退職する者で、在職中の人事評価が特に優れていると認められるものの上位の職、(5)上記(3)、(4)に準ずる者と認められるものの上位の職への昇任についての選考は、任命権者に委任することとしている。

令和6年度に人事委員会が行った昇任選考の状況は、次のとおりである。

職	採用選考者数						
	知事部局	企業局	病院 事業局	教育 委員会	警察 本部	計	
部長級	12		4			16	
統括監級	21	1	7	2	3	34	
課長級	56	2	11	10	14	93	
班 長 級	班長(主幹、課長補佐、学校事務長、県立病院課長等を含む。)	76	6	4	37	5	128
	部長・副部長(医師)			13			13
	看護師長(看護主幹、副看護部長含む。)			15			15
	技師長(薬局長、副薬局長、副技師長・室長、主幹含む。)			5			5
主査級							
主任級	1					1	
計	166	9	59	49	22	305	

### (3) 臨時的任用

法第22条の3第1項では、「任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、緊急の場合、臨時の職に関する場合又は採用候補者名簿がない場合においては、人事委員会の承認を得て、6月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる」と規定されている。

これを受け、職員の任用に関する規則では、臨時的任用を行うことができる場合として次のように定めている。

ア 災害その他重大な事故のため、当該職に採用、昇任、転任又は降任の方法により職員を任命するまでの間、欠員にしておくことができない緊急の場合

イ 当該職が臨時的任用を行う日から1年以内に廃止されることが予想される臨時のものである場合

ウ 当該職に対する任用候補者の提示の請求に対し、人事委員会から適当な任用候補者がいない旨の通知を受けた場合、任用候補者の数が採用し、若しくは昇任させるべき者の数に4人を加えた数に足りない旨の通知を受けた場合又は提示された者のうち当該採用又は当該昇任の志望者が5人に満たない場合で、人事委員会から他に適当な任用候補者がいない旨の通知を受けた場合

臨時的任用を行う場合は、人事委員会の承認を得なければならないが、ア及びウの場合並びにイに該当する臨時的任用が職員の産前休暇、産後休暇、病気休暇又は介護休暇に伴う当該職員の代替業務に従事する職への任用に係るものである場合は、人事委員会の承認があったものとみなしている。

また、臨時的任用の期間は、6月を超えない期間で更新することができ、この場合も人事委員会の承認があったものとみなしている。

令和6年度における臨時的任用に係る承認状況（みなし承認を除く。）は、次のとおりである。

職名	知事部	教育委員会	病院事業局	警察本部	計
主事	11			10	21
事務主事		1			1
救急救命士			3		3
計	11	1	3	10	25

#### (4) 公益的法人等への職員の派遣等

地方公共団体における職員派遣に統一的なルールを設定し、職員派遣の適正化、手続の透明化を図ること等を目的として、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）が制定され、これに伴い、沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年沖縄県条例第45号）が制定された。

同条例及び同条例に基づく沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年沖縄県人事委員会規則第2号）において、職員を派遣（退職派遣を含む。）することのできる団体を次のとおり定めている。

（令和7年3月31日現在）

##### 条例第2条第1項第2号

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第1項第5号に規定する一般地方独立行政法人のうち、県が設立したもの

##### 規則別表第1（第2条関係）

公益社団法人沖縄県地域振興協会  
 公益財団法人沖縄科学技術振興センター  
 公益財団法人おきなわ女性財団  
 公益財団法人沖縄県保健医療福祉事業団  
 一般社団法人沖縄県農業会議  
 公益財団法人沖縄県農業振興公社  
 公益社団法人沖縄県糖業振興協会  
 公益財団法人沖縄県畜産振興公社  
 一般財団法人沖縄県水産公社  
 一般社団法人沖縄県漁港漁場協会  
 公益財団法人沖縄県産業振興公社  
 一般財団法人沖縄ITイノベーション戦略センター  
 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー  
 公益財団法人沖縄県文化振興会  
 公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団  
 公益財団法人沖縄伝統空手道振興会  
 公益財団法人沖縄県スポーツ協会  
 公益財団法人沖縄県建設技術センター  
 一般財団法人沖縄美ら島財団  
 一般財団法人沖縄マリレジャーセイフティービューロー  
 公益財団法人暴力団追放沖縄県民会議

##### 規則別表第2（第2条関係）

学校法人沖縄科学技術大学院大学学園  
 社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会  
 日本赤十字社  
 沖縄県農業共済組合  
 沖縄県土地改良事業団体連合会  
 全国漁業信用基金協会  
 沖縄県土地開発公社  
 日本下水道事業団  
 沖縄県住宅供給公社

##### 規則別表第3（第2条関係）

地方公共団体金融機構  
 地方税共同機構  
 公益社団法人地域医療振興協会

##### 規則別表第4（第5条関係）

那覇空港ビルディング株式会社  
 沖縄県環境整備センター株式会社  
 株式会社沖縄県物産公社  
 久米島空港ターミナルビル株式会社  
 石垣空港ターミナル株式会社  
 沖縄都市モノレール株式会社

(5) 服務関係

ア 新規追加

職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第4号）第2条第14号又は第15号の規定により、職員が職務に専念する義務を免除される場合として、令和6年度は次のものを新たに承認した。

(ア) 第14号関係

- ・2024年第15回世界ラート競技選手権大会（選手）
- ・デフバレーボール世界選手権2024 沖縄豊見城大会（審判）
- ・第52回九州中学校相撲競技大会（競技役員）
- ・2024世界相撲選手権大会（選手）
- ・高松宮賜杯第68回全日本軟式野球大会（2部）
- ・日本スポーツマスターズ2024長崎大会（審判）

(イ) 第15号関係

分限事由に該当する可能性がある職員に関する対応指針に基づき、就労パスポートの作成を指示された職員が医師の診断を受ける場合並びに臨床心理士等による心理検査（事前面談を含む。）を受ける場合及び面談により就労パスポートを作成する場合

## 4 給与関係業務

### (1) 給与勧告の基本的考え方

#### ア 給与勧告の意義

給与勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有し、職員の士気を高め、人材の確保や労使関係等の安定に寄与するなど、能率的な行政運営を維持する上での基盤である。

#### イ 民間準拠方式の合理性

国や地方公共団体の職員の給与は民間企業と異なり、市場原理による給与決定が困難であることなどから、マイナス調整の場合も含め、民間企業の状況を反映させる形で決定することが最も合理的である。

#### ウ 公務員の身分保障

公務員の身分保障は、公務の中立性・安定性の確保を目的とするものであり、私企業からの隔離など罰則も伴う厳しい服務規律が課せられている。したがって、身分保障制度と給与水準とはそれぞれ別の次元の問題であり、公務員の給与は、その時々々の経済・雇用情勢を反映して決定される民間企業の給与水準に合わせていくことが最も合理的である。

### (2) 公民の給与の比較について

ア 人事院と全国の人事委員会の共同により企業規模 50 人以上かつ事業所規模 50 人以上の事業所を対象に、約 11,700 事業所、約 47 万人の個人別給与を実地調査している。

本県における実地調査は、128 事業所、4,743 人の個人別給与を実地調査した。

イ 月例給については、公民の実際に支払われた令和 6 年 4 月分給与を調査（ベア中止、賃金カット等を行った企業の状況を含む。）し、職種、役職段階、学歴、年齢の給与決定要素を同じくする者同士を比較した。

ウ 特別給（ボーナス）については、令和 5 年 8 月から令和 6 年 7 月までの 1 年間の民間の支給月数と公務の年間支給月数を比較した。

### (3) 令和 6 年職員の給与に関する報告及び勧告等

本委員会は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）の規定に基づき、沖縄県職員の給与に関する条例（昭和 47 年沖縄県条例第 53 号）、沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成 14 年沖縄県条例第 51 号）及び沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 14 年沖縄県条例第 52 号）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の給与、民間の給与、人事院の給与勧告その他職員の給与決定等に関する諸条件について調査検討を行い、令和 6 年 10 月 18 日に議会及び知事に対し職員の給与に関する報告及び勧告並びに公務運営の課題に関する報告を行った。

その概要は、次のとおりである。

#### ア 職員の給与

令和 6 年 4 月現在における職員の給与等の実態を把握するため、「令和 6 年職員給与等実態調査」を行った。

その結果、職員の総数は 20,332 人であり、その従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、海事職、教育職、研究職、医療職及び任期付の職について 8 種 10 給

料表が適用されている。

このうち各給料表の基準となっている行政職給料表の適用者は、4,690人であり、令和6年4月における平均給与月額、給料319,397円、扶養手当10,412円、その他21,211円の計351,020円となっている。また、その平均年齢は41.2歳、平均経験年数は18.3年、平均扶養親族数は0.8人、男女別構成は男性60.9%、女性39.1%、学歴別構成は大学卒79.7%、短大卒10.8%、高校卒9.5%、中学卒なしとなっている。

なお、職員全体の平均給与月額は、給料355,556円、扶養手当11,746円、その他22,198円の計389,501円である。また、その平均年齢は42.6歳、平均経験年数は19.9年、平均扶養親族数は1.0人、男女別構成は男性54.6%、女性45.4%、学歴別構成は大学卒82.2%、短大卒8.8%、高校卒8.9%、中学卒0.1%となっている。

#### イ 民間の給与

職員の給与と民間従業員の給与との比較・検討を行うため、人事院と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所を対象として、層化無作為抽出法によって128事業所を抽出のうえ、「令和6年職種別民間給与実態調査」を行った。調査では、令和6年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等を実地に詳細に調査した。併せて、給与改定の状況等について調査を行った。

##### (ア) 給与改定の状況等

給与改定の状況は民間事業所においては、一般の従業員について、ベースアップを実施した事業所の割合は88.7%（昨年78.3%）となっており、ベースアップを中止した事業所はなかった（同0%）。

なお、ベース改定の慣行のない事業所の割合は10.3%（昨年21.7%）となっている。

また、一般の従業員について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は85.5%（昨年71.0%）となっている。一方で、定期昇給を中止した事業所はないものの（同0%）、定期昇給制度のない事業所の割合は14.5%（同29.0%）となっている。

##### (イ) 初任給の状況

初任給の状況については新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で24.8%（昨年37.8%）、高校卒で21.4%（同14.4%）となっており、そのうち大学卒で70.9%（同52.0%）、高校卒で66.3%（同56.6%）の事業所で、初任給は増額となっている。

##### (ウ) 諸手当の支給状況

###### a 家族手当の支給状況

家族手当の支給状況については扶養家族の構成別の手当の平均支給月額は、配偶者について7,367円、配偶者と子1人について11,500円、配偶者と子2人について14,843円となっている。

###### b 特別給の支給状況

令和5年8月から令和6年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額の4.60月分となっている。

#### ウ 職員給与と民間給与との比較

前記の職員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては行政職給料表の適用者、民間においてはこれに相当する職種の者について、役職段階、学歴、年齢の給与決定要素を同じくする者同士の令和6年4月分の

給与額を対比させ、その較差を算出したところ、職員給与が民間給与を1人当たり平均9,752円(2.76%)上回っていた。

エ 物価及び生計費

(ア) 物価指数

令和6年4月の消費者物価指数(総務省)は、前年4月に比べ那覇市で2.7%、沖縄県で2.8%、全国で2.5%上昇している。

(イ) 標準生計費

本委員会が「家計調査」(総務省)等を基礎として算定した令和6年4月における那覇市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ151,420円、181,130円、210,850円となっている。

オ 本年の給与改定

職員の給与については、国、他の都道府県及び民間の給与水準に均衡させるとともに、社会一般の情勢に適応するよう措置する必要がある。

本年の職員給与及び民間給与の実態調査の結果、国家公務員の給与の改定に関する人事院勧告等、職員の給与決定に関する基礎的諸条件については、以上述べてきたとおりであり、本委員会は、職員の給与について、次のとおり報告した。

(ア) 給料表

給料表(教育職給料表(2)及び教育職給料表(3)を除く。)については、国家公務員の俸給表改定に関する人事院勧告に準じて改定すること。また、教育職給料表(2)及び教育職給料表(3)については、行政職給料表との均衡を考慮し、改定を行うこと。

(イ) 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当については、人事院勧告に準じて改定すること。

(ウ) 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、年間の支給月数を0.10月分引き上げ、4.60月分とすること。

支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に均等に配分し、本年度については、12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げ、令和7年度以降は、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が6月期及び12月期で均等になるよう配分すること。

定年前再任用短時間勤務職員、任期付研究員及び特定任期付職員についても、この改定との均衡を考慮した措置を行うこと。

(エ) その他の課題

a 薬剤師の処遇

薬剤師の給与については、他の都道府県より低い水準にあり人材確保を図る観点から、処遇の改善に向け取り組む必要がある。

b 管理職手当

管理職手当については、他の都道府県との均衡を考慮し、職務、職責に応じた手当額となっているか検証を行い、見直しを含め、適切に対応する必要がある。

c 教員の処遇改善

教員の給与については、国において、教職調整額の水準の引上げ、諸手当の拡充や新たな職及び級の創設などが検討されており、動向を注視していく必要がある。

#### d 会計年度任用職員の給与

会計年度任用職員の給与については、職員との均衡を考慮し、適切に対応する必要がある。

カ 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）について  
人事院においては、多様で有為な人材の確保、職員の成長支援と組織パフォーマンスの向上、Well-being の実現に向けた環境整備などが人事管理上の重点課題であるとして、採用時等の給与水準の上昇などの人材確保に資する処遇の改善、職務上の役割や能力・実績等をより反映した給与処遇の実現、ワークスタイルやライフスタイルの多様化に対応するため社会と公務の変化に応じた給与制度についての措置を講ずるよう報告及び勧告を行った。

本委員会としては、本県においても国と同様の課題があるものと認識しており、併せて、職員の給与制度については、地方公務員法に定める給与決定の諸原則に則り、従来より国家公務員の給与制度に準ずることを基本としてきたことから、人事院勧告に準じた給与制度の見直しを行う必要があると判断した。

そのため、人事院の社会と公務の変化に応じた給与制度の整備の内容を踏まえ、時代の要請に即した制度とするため、次のとおり取り扱うことが適当であると考えます。

##### (ア) 給料表等

給料表（教育職給料表(2)及び教育職給料表(3)を除く。）については、人事院勧告の内容に準じて改定する必要がある。また、教育職給料表(2)及び教育職給料表(3)については、行政職給料表との均衡を考慮し、改定を行う必要がある。

##### (イ) 昇給制度

行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員の昇給は、人事院勧告に準じて改正する必要がある。

また、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級及び7級であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員を昇給させる場合の昇給の号給数は、3号給とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定する必要がある。

##### (ロ) 扶養手当

扶養手当については、人事院勧告に準じて改定する必要がある。

##### (エ) 地域手当

地域手当の級地区分及び支給割合については、人事院勧告に準じて改定する必要がある。

##### (オ) 通勤手当

通勤手当については、人事院勧告に準じて改定する必要がある。

##### (カ) 単身赴任手当

単身赴任手当については、人事院勧告の趣旨を踏まえ、所要の規定等の整備を行う必要がある。

##### (キ) 管理職員特別勤務手当

管理職員特別勤務手当については、人事院勧告に準じて改定する必要がある。

(ク) 勤勉手当の成績率

勤勉手当の成績率については、人事院の報告の趣旨を踏まえ、適切に対応する必要がある。

(ケ) 定年前再任用短時間勤務職員等の諸手当

定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）については、人事院勧告の趣旨を踏まえ、地域手当（医師及び歯科医師に特例的に支給されるもの）、住居手当、特地域勤務手当及び特地域勤務手当に準ずる手当並びにへき地手当及びへき地手当に準ずる手当を支給する必要がある。

(コ) 特定任期付職員のボーナス制度

特定任期付職員のボーナス制度については、人事院勧告に準じて所要の措置を講ずる必要がある。

キ 勧告

本委員会は、前述（アからオまで）の職員の給与に関する報告に基づき、次の事項を実現するため、沖縄県職員の給与に関する条例（昭和 47 年沖縄県条例第 53 号）、沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成 14 年沖縄県条例第 51 号）及び沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 14 年沖縄県条例第 52 号）を改正することを勧告した。

(ア) 令和 6 年 4 月の公民の給与較差改善に基づく給与改定

a 沖縄県職員の給与に関する条例の改正

(a) 給料表

現行の給料表を別記第 1（省略）のとおり改定すること。

(b) 諸手当

① 初任給調整手当

医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を 416,600 円とすること。

② 期末手当及び勤勉手当

i 令和 6 年 12 月期の支給割合

(i) 特定幹部職員以外の職員

期末手当の支給割合を 1.275 月分とし、勤勉手当の支給割合を 1.075 月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員については、期末手当の支給割合を 0.7125 月分とし、勤勉手当の支給割合を 0.5125 月分とすること。

(ii) 特定幹部職員

期末手当の支給割合を 1.075 月分とし、勤勉手当の支給割合を 1.275 月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員については、期末手当の支給割合を 0.6125 月分とし、勤勉手当の支給割合を 0.6125 月分とすること。

ii 令和 7 年 6 月期以降の支給割合

(i) 特定幹部職員以外の職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.25 月分とし、勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.05 月分とすること。定年前再

任用短時間勤務職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.7月分とし、勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.5月分とすること。

(ii) 特定幹部職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.05月分とし、勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.25月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.6月分とし、勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.6月分とすること。

b 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(a) 給料表

現行の給料表を別記第2(省略)のとおり改定すること。

(b) 期末手当

① 令和6年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

② 令和7年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.725月分とすること。

c 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(a) 給料表

現行の給料表を別記第3(省略)のとおり改定すること。

(b) 特定任期付職員の令和6年12月期の期末手当について

期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

d 改定の実施時期

この改定は、令和6年4月1日から実施すること。ただし、aの(b)の②のi、bの(b)の①及びcの(b)についてはこの勧告を実施するための条例の公布の日から、aの(b)の②のii及びbの(b)の②については令和7年4月1日から実施すること。

(イ) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)のための給与改定

a 沖縄県職員の給与に関する条例の改正

(a) 給料表

Iの1の(1)による改定後の給料表を別記第4(省略)のとおり改定すること。新給料表への切替えは、別記第5(省略)の切替要領によること。

(b) 昇給制度

① 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員の昇給は、沖縄県職員の給与に関する条例第7条第3項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

② 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級及び7級であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに

相当するものとして人事委員会規則で定める職員の昇給は、沖縄県職員の給与に関する条例第7条第3項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を3号給とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

(c) 諸手当

① 扶養手当

- i 配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の月額（扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあっては、沖縄県職員の給与に関する条例第12条第4項の規定により加算される前の額）を1人につき13,000円とすること。
- ii 扶養手当の支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項を定める規定について、所要の措置を講ずること。

② 地域手当

地域手当の支給割合を、次に掲げる級地の区分に応じ、それぞれ次に定める割合とすること。

- i 1級地 100分の20
- ii 2級地 100分の16
- iii 3級地 100分の12
- iv 4級地 100分の8
- v 5級地 100分の4

③ 通勤手当

- i 1箇月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額、交通用具に係る通勤手当の額及び高速自動車国道等に係る通勤手当の額を合算した額の限度を150,000円とすること。
- ii 高速自動車国道等に係る通勤手当の要件のうち、対象とする高速自動車国道等の利用を、人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものに限る取扱いを廃止すること。
- iii 新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、当該適用の直前の住居からの通勤のため、高速自動車国道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とする職員であって任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に対し、高速自動車国道等に係る通勤手当を支給すること。

④ 管理職員特別勤務手当

- i 管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に、管理職員特別勤務手当を支給すること。
- ii (ア)の管理職員特別勤務手当の額は、(ア)による勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額（その勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）とすること。

⑤ 定年前再任用短時間勤務職員の諸手当

沖縄県職員の給与に関する条例第14条の規定による地域手当、住居手当、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当並びにへき地手当及びへき地手当に準ずる手当を支給すること。

b 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

特定任期付職員の特別給については、次のとおりとすること。

- (a) 勤勉手当を支給すること。
- (b) 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.95月とすること。
- (c) 6月及び12月に特定任期付職員に対して支給する勤勉手当の総額は、それぞれ、各任命権者に所属する当該職員の勤勉手当基礎額に100分の87.5を乗じて得た額の総額を超えてはならないこと。
- (d) 特定任期付職員業績手当を廃止すること。

c 改定の実施時期等

(a) 改定の実施時期

この改定は、令和7年4月1日から実施すること。

(b) 経過措置等

① 扶養手当の月額等の特例措置

- ・令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間においては、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以下であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員には、配偶者に係る扶養手当を支給することとし、同手当の月額は3,000円とすること。
- ・令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間においては、子に係る扶養手当の月額（扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあっては、沖縄県職員の給与に関する条例第12条第4項の規定により加算される前の額）を1人につき11,500円とすること。

② 地域手当の支給割合等の特例措置

- ・令和10年3月31日までの間における地域手当の級地の区分及び支給割合については、人事委員会規則で定める級地の区分に応じて、100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合とすること。

③ その他の所要措置

- ・①及び②に掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。

ク 公務運営の課題に関する報告

本県では、観光需要が増加し、雇用情勢の持ち直しの動きが続いており、経済状況は回復の動きが強まっている。一方で、深刻化する人手不足や物価の上昇、少子高齢化の進展など、早急に取り組むべき課題が山積している。

このように社会経済情勢が激しく変化する状況下において、県民から求められる行政ニーズはさらに多様化・複雑化してきている。これらに迅速かつ適切に対応し、質の高い信頼される行政サービスを提供し続けるためには、デジタルトランスフォー

一メーション（DX）の推進による業務の効率化や利便性の向上等に取り組むとともに、職員の健康管理体制の充実といった Well-being の実現を念頭に、職員一人一人が高い使命感とやりがいを持ち、その能力を十分に発揮し活躍できる環境を整えることが重要である。

そのためには、長時間勤務の縮減や多様な働き方等に対応した勤務環境の整備にこれまで以上に取り組むとともに、処遇面での改善を図ることで公務職場の魅力を高め、有為な人材の確保と育成につなげる努力が必要である。

これらを踏まえ、公務運営の課題に関し、次のとおり報告する。

(ア) 人材の確保及び育成

a 人材の確保

県民ニーズに的確・迅速に対応し、質の高い行政サービスを提供し続けるためには、高い志を持った有為な人材を継続的に確保していくことが重要である。

しかしながら、近年、若年人口の減少や民間企業の採用の活発化、若年者の就業意識の多様化などを背景に、職員採用試験の受験申込者数は減少傾向にあり、特に技術系職種や免許等を要する職において、必要な数の人材確保が極めて困難な状況が続いている。また、採用試験合格者の辞退率も高い水準で推移しており、このような状況が続けば、これまでの行政サービスを維持できなくなることが懸念される。

そのため、令和6年度から、人材確保が特に難しい一部の技術系職種において、民間企業志望者等にも受験しやすい基礎能力試験を導入した上級試験（特別枠）を実施するなど、受験者の確保に取り組んでいるところであるが、引き続き、国や他の都道府県の例を参考に、採用試験実施時期の前倒しや受験可能年齢の拡大など、新たな採用試験のあり方を検討する必要がある。

さらに、公務員志望者のみならず、広く民間企業志望者の受験意欲も喚起し、また、民間企業経験者等で多様な経験や高度な専門性を有する人材からも選ばれる組織となるよう、より一層、働きやすい勤務環境の整備や処遇の改善等に取り組む必要がある。

また、沖縄県職員の志望者拡大のためには、学生等に公務の魅力や県の業務内容等を十分に伝えることが重要である。そのためには、採用ガイダンスやインターンシップの拡充、大学等における説明会の開催、採用試験ポータルサイトの開設などの取組を本委員会と各任命権者で連携しながら進めていく必要がある。

b 多様な人材の育成及び活躍推進

人材育成を行う上で、職員のキャリア形成を支援する職場環境の整備を行うことは、職員の成長意欲や仕事のモチベーションにつながり、組織の活性化や人材確保の観点からも重要な取組となる。

各任命権者においては、様々な行政課題に対応するため、人材マネジメント基本方針等に基づき、引き続き職員一人一人の適性や多様な働き方に対応した人材育成に取り組む必要がある。

女性職員の積極的な登用については、誰もが働きやすい職場環境の整備や多様な意見の施策への反映など、組織の活性化を図っていく上で重要であることから、今後も特定事業主行動計画の目標達成に向けて取り組んでいただきたい。

障害者の採用については、各任命権者において、障害者活躍推進計画に基づき積極的に取り組んでいるところであるが、法定雇用率の達成にとどまらず、職員の障害特性に合わせた配置や配慮など、障害のある職員がその能力を活か

して意欲をもって働くことができる取組を推進することが求められる。

高齢層職員の能力及び経験の活用については、モチベーションを維持しつつ、働きがいを実感でき、その能力及び経験を活かすことができる職や配置のあり方について、継続的に検討する必要がある。

c 能力及び実績に基づく人事管理の推進

職員の士気や能力を高め、組織の活力を向上させるためには、職員の能力、実績、適性等を的確に把握し、その結果を任用や給与等へ適切に反映することが肝要である。

そのためには、公正な人事評価を実施し、期首面談での認識の共有や期末面談での評価結果のフィードバックを通じたきめ細かな指導・助言を行うなど、職員の納得感を向上させることが不可欠である。

各任命権者にあつては、評価者の評価技術や指導能力の向上を図るとともに、被評価者の制度に対する理解を深める研修を充実させていくことが必要である。

(イ) 勤務環境の整備

a 長時間勤務の是正と勤務実態の適正把握

長時間勤務の是正は、公務能率の向上、職員の心身の健康保持、ワーク・ライフ・バランスの推進はもとより、職員の人材確保が困難となっている現状を踏まえれば、選ばれる職場としての魅力を向上させる上でも重要な課題である。

本県においては、令和2年4月から人事委員会規則等により職員に時間外勤務等の命令を行うことができる上限時間を設けており、上限を超えて時間外勤務等が発生した場合は、事後に検証することとなっている。

そのため、勤務管理システム等の客観的な勤務の記録に基づき、時間外勤務の類型化を行うなど要因を分析し、業務配分の見直しなど負担軽減のための取組を行っていく必要がある。

また、時間外上限時間の特例となる他律的業務の指定については、可能な限り限定的であるべきことから、必要な勤務箇所を精査の上行うとともに、指定後速やかに全ての職員に周知しなければならないことにも留意する必要がある。

併せて、議会对応や予算、人事、企画等の全庁的な業務については、関係各課が協力して効率化に取り組むことが重要である。

議会におかれても、職員の時間外勤務の縮減に配慮いただいているところであるが、なお一層の御協力をお願いしたい。

教職員の長時間勤務の是正については、教育委員会において、学校における働き方改革を推進するため、本年3月に児童生徒と教職員の Well-being の向上を目的とした「沖縄県公立学校における働き方改革推進計画」を策定し、教職員が「働きやすさ」、「働きがい」及び「心身の健康」を十分に実感できる環境整備に向けて取組を始めたところである。

本委員会としては、当該計画に基づき、教職員の働き方改革の実現に向け、関係団体や地域等との連携を図りながら、実効性のある取組が推進されることを強く期待する。

業務の再配分や合理化等を進めてもなお恒常的に長時間の時間外勤務等が発生する場合は、業務の質と量に応じた職員配置を行うことが必要である。

b 多様な働き方の実現及び仕事と生活の両立支援

職員の希望や事情に応じた働き方を実現するためには、長時間勤務の是正は

もとより、柔軟な働き方が可能な環境を整備し、出産や育児のほか、介護、自己啓発等、各職員のライフステージに即した支援制度が十分に活用されるとともに、そのための積極的な周知が必要である。

テレワークやフレックスタイム制等による柔軟な働き方は、職員一人一人の能力発揮やワーク・ライフ・バランスの実現、公務職場の魅力向上につながるものであり、テレワークについては拡充を図るとともに、在宅勤務等手当についても検討する必要がある。また、フレックスタイム制の導入に向けて取り組んでいただきたい。

勤務間インターバルの確保については、職員の健康保持のために不可欠であるとともに、仕事と生活の調和がとれた働き方を追求するためにも重要であり、公務能率の向上に資するものである。国においては、本年4月に努力義務を規定したところであり、本県においても、導入に向けて検討する必要がある。

本年8月、人事院は、「国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）」の改正について意見の申出を行うとともに、子の看護休暇の拡充、家族の介護に係る職員への制度の周知、非常勤職員の子の看護休暇の取得要件の緩和等について報告を行ったところである。

本県においても、仕事と育児及び介護が両立できるよう会計年度任用職員も含めた職員の支援制度を拡充する必要がある。

赴任に際し、転居を必要とする職員の住環境については、今後とも実態把握に努め、人事異動の円滑化に資する取組を継続していく必要がある。

#### c 心身の健康管理

職員が心身ともに健康であることは、職員やその家族が安心して生活を送るために欠かせないものである。また、職員の心身の健康の保持や増進に取り組むことは、公務遂行能力の維持向上や活力ある組織づくりのみならず、職場の魅力を高め、多様で有為な人材を確保する観点からも非常に重要である。

しかしながら、職員の病気休職や長期の病気休暇に占める精神性疾患の割合は依然として高い状況にある。精神性疾患の要因は、仕事や人間関係等に存在し、複合的なものと考えられるが、職場における要因は職員自身の力だけでは取り除くことができない場合が多い。相談体制の更なる強化を図り、職員に十分に周知するとともに、管理監督者及び職員に対する研修等を拡充し、迅速で的確なメンタルヘルスケアを行うことが重要である。

併せて、ストレスチェック受検率の一層の向上に努め、職員自身のストレスへの気付きや、集団分析結果を職場の環境改善に活用するよう促していくことも重要である。

また、産業医の面接指導においては、月100時間を超える時間外勤務等を行った職員や長期間にわたり過重労働が続いている職員、ストレスチェックで高ストレス者となっているなど心理的負荷の大きい職員については、本人の申出がない場合でも産業医の面接指導を行うなど、取組の拡充・強化を検討するとともに、長時間の時間外勤務によって健康障害を引き起こすリスクが高いと判断される職員については、人事異動を含めたあらゆる方策を検討し、適宜実施するべきである。

テレワークやデジタルツール等を活用した業務の効率化は、長時間勤務削減の観点でも有効であり、今後も推進していく必要がある。一方で、業務に関する指示や報告が時間帯にかかわらず行われやすくなるなど、仕事と生活の区別が曖昧となるような活用は、職員の生活時間帯の確保に支障が生じ、心身への

負担が増すおそれもあるため、その活用には十分に留意する必要がある。

d ハラスメントの防止

職場におけるハラスメントは、職場環境を悪化させ、心の健康に悪影響を及ぼし、勤労意欲の低下につながることから、各任命権者とも指針等を定めて防止に取り組んでいるところである。

ハラスメントを防止するためには、全ての職員がハラスメントに対する関心と理解を深めるとともに、お互いを尊重し合うハラスメントのない職場づくりに取り組むことが重要である。

各任命権者においては、引き続き研修の充実、積極的な周知等による職員の意識啓発を行うとともに、職員が安心して相談できる環境を整える必要がある。

また、近年、行政サービスにおいても利用者等からの著しい迷惑行為（いわゆるカスタマーハラスメント）が職員の心身を害し、公務を阻害する一因となっている。各任命権者にあつては、職員を守る責務があることを認識し、組織的に対策を講ずる必要がある。

e 会計年度任用職員の勤務環境等

多様化・複雑化する行政ニーズに対応し、効率的で質の高い公務を行う上で、会計年度任用職員は重要な役割を果たしている。会計年度任用職員が意欲を持ち安心して働くためには、継続して適切な勤務環境や勤務条件を整備していくことが必要である。

(ウ) 服務規律の確保と法令遵守の徹底

本委員会は、これまでも職員の服務規律の徹底について言及してきたところであるが、依然として不祥事が発生し、懲戒処分がなされている状況にある。そのような行為は、県行政への信頼を大きく損なうものであることから、職員一人一人においては、県民全体の奉仕者であることを勤務時間の内外を問わず常に自覚し、県民の信頼に応えるべく、高い使命感を持って職務に精励することが肝要である。

各任命権者においては、引き続き、職員に対する注意喚起、研修の実施等の取組を確実に進めていくとともに、不祥事の根絶に向け、あらゆる機会を捉えて服務規律の確保と法令遵守の徹底を図る必要がある。

## (4) 令和6年給与勧告と知事の実施状況

年度	人 事 委 員 会 給 与 勧 告					実 施 状 況	
	回	勧 告 年月日	ベース 改 定	勧告等の内容	改 定 の 実施時期等	実施の 内 容	実 施 年月日
6	54	6.10.18	改定前 353,461 円 改定後 363,024 円  (R6.4平 均給与月 額)	I 令和6年4月の公民の 給与較差に基づく給与改定 1 沖縄県職員の給与に関 する条例の改正 (1) 給料表 現行の給料表を別記第1 のとおり改定すること。 (2) 諸手当 ア 初任給調整手当 医療職給料表(1)の適用 を受ける医師及び歯科医 師に対する支給月額に限 度を416,600円とす ること。 イ 期末手当及び勤勉手当 (7) 令和6年12月期の支給 割合 a 特定幹部職員以外の職 員 期末手当の支給割合を 1.275月分とし、勤勉手 当の支給割合を1.075月分 とすること。定年前再任用 短時間勤務職員について は、期末手当の支給割合を 0.7125月分とし、勤勉手 当の支給割合を0.5125月 分とすること。 b 特定幹部職員 期末手当の支給割合を 1.075月分とし、勤勉手 当の支給割合を1.275月分 とすること。定年前再任用 短時間勤務職員について は、期末手当の支給割合を 0.6125月分とし、勤勉手 当の支給割合を0.6125月 分とすること。  (イ) 令和7年6月期以降の 支給割合 a 特定幹部職員以外の職 員 6月及び12月に支給さ れる期末手当の支給割合 をそれぞれ1.25月分と し、勤勉手当の支給割合を それぞれ1.05月分とす ること。定年前再任用短時間 勤務職員については、6月 及び12月に支給される期 末手当の支給割合をそれ ぞれ0.7月分とし、勤勉手 当の支給割合をそれぞれ	この改定 は、令和6 年4月1日 から実施す ること。た だし、1の (2)のイの (7)、2の(2) のア及び3 の(2)につい てはこの勧 告を実施す るための条 例の公布の 日から、1 の(2)のイの (イ)及び2 の(2)のイに ついては令 和7年4月 1日から実 施するこ と。	勧告どおり	勧告どおり



			<p>こと。</p> <p>(2) 昇給制度</p> <p>ア 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるも及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとする人事委員会規則で定める職員の昇給は、沖縄県職員の給与に関する条例第7条第3項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>イ 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級及び7級であるも並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとする人事委員会規則で定める職員の昇給は、沖縄県職員の給与に関する条例第7条第3項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を3号給とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>(3) 諸手当</p> <p>ア 扶養手当</p> <p>(ア) 配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の月額(扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあっては、沖縄県職員の給与に関する条例第12条第4項の規定により加算される前の額)を1人につき13,000円とすること。</p> <p>(イ) 扶養手当の支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項を定め</p>		
--	--	--	--	--	--

			<p>る規定について、所要の措置を講ずること。</p> <p>イ 地域手当  地域手当の支給割合を、次に掲げる級地の区分に応じ、それぞれ次に定める割合とすること。</p> <p>(ア) 1級地 100分の20  (イ) 2級地 100分の16  (ウ) 3級地 100分の12  (エ) 4級地 100分の8  (オ) 5級地 100分の4</p> <p>ウ 通勤手当  (ア) 1箇月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額、交通用具に係る通勤手当の額及び高速自動車国道等に係る通勤手当の額を合算した額の限度を150,000円とすること。  (イ) 高速自動車国道等に係る通勤手当の要件のうち、対象とする高速自動車国道等の利用を、人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものに限る取扱いを廃止すること。  (ウ) 新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、当該適用の直前の住居からの通勤のため、高速自動車国道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とする職員であって任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に対し、高速自動車国道等に係る通勤手当を支給すること。</p> <p>エ 管理職員特別勤務手当  (ア) 管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に、管理職員特別勤務手当を支給すること。  (イ) (ア)の管理職員特別勤務手当の額は、(ア)による勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額(その勤務に従事する時</p>		
--	--	--	--	--	--

			<p>間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、その額(100分の150を乗じた額)とすること。</p> <p>オ 定年前再任用短時間勤務職員の諸手当          沖縄県職員の給与に関する条例第14条の規定による地域手当、住居手当、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当並びにへき地手当及びへき地手当に準ずる手当を支給すること。</p> <p>2 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正          特定任期付職員の特別給については、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 勤勉手当を支給すること。</p> <p>(2) 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.95月とすること。</p> <p>(3) 6月及び12月に特定任期付職員に対して支給する勤勉手当の総額は、それぞれ、各任命権者に所属する当該職員の勤勉手当基礎額に100分の87.5を乗じて得た額の総額を超えてはならないこと。</p> <p>(4) 特定任期付職員業績手当を廃止すること。</p>			<p>勧告どおり</p> <p>勧告どおり</p>
--	--	--	---	--	--	---------------------------

(5) 給与承認の状況

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和47年沖縄県人事委員会規則第10号)の規定に基づく給与承認の状況は次のとおりである。

(単位：件)

条 項 任命権者	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則							計
	第10条 第1項	第16条	第17条	第18条	第19条の 2第4項	第37条	第45条	
知事部局 県議会 教育委員会 公安委員会 各種委員会 計	13	13					11	37
	3			3				6
	10	10		4			37	61
	26	23		7			48	104

注1：条項の説明

第10条第1項：新たに職員となった者の職務の級

第16条：人事交流等により異動した場合の給料月額

第17条：特殊な職に採用する場合等の給料月額

第18条：特定の職員についての給料月額

第19条の2第4項：人事交流等により異動した場合、給料表の適用を異にする異動の場合などにおける職務の級の在級期間の取扱い

第37条：表彰による特別昇給

第45条：その他（この規則により難しい場合の措置）

注2：1件の申請でも複数の条項を適用し承認した場合、それぞれの条項でカウントしている。

## (6) 給与の支払監理

地方公務員法第8条第1項第8号の規定に基づき、職員の給与が地方公務員法及びこれに基づく条例に適合して行われることを確保することを目的として、人事委員会が給与の支払監理を行った。

### ア 監理重点事項

(ア) 期末手当及び勤勉手当

(イ) 会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当

イ 対象機関 15

(ア) 知事部局 8

(イ) 教育委員会 3

(ウ) 公安委員会 4

	調査年月日	機関名
1	令和7年1月22日	水産課
2	令和7年1月15日	南部土木事務所
3	令和7年1月16日	警察本部運転免許管理課
4	令和7年1月16日	警察本部運転免許試験課
5	令和7年1月17日	具志川職業能力開発校
6	令和7年1月17日	具志川商業高等学校
7	令和7年1月21日	南部保健所
8	令和7年1月21日	南部福祉事務所
9	令和7年1月22日	総務事務センター
10	令和7年1月22日	人事課
11	令和7年1月23日	障害福祉課
12	令和7年1月24日	北山高等学校
13	令和7年1月24日	本部警察署
14	令和7年1月27日	向陽高等学校
15	令和7年1月27日	警察本部警務課

## 5 審査関係業務

### (1) 公平審査関係業務等

職員が職務に専念し、適正かつ能率的な行政を行うためには、職員の身分が保障され、適正な勤務条件が確保されていなければならない。それが不十分であったり、あるいは侵害された場合、それを救済する手段として、「勤務条件に関する措置の要求」及び「不利益処分についての審査請求」の制度があり、また、学校医等については「公務災害補償の実施に関する審査の請求」の制度が設けられている。

#### ア 勤務条件に関する措置の要求

地公法第8条第1項第9号、第46条及び第47条の規定に基づき、職員から給与、勤務時間その他の勤務条件に関し措置の要求があった場合に、人事委員会がこれを審査し、判定し、その結果に基づいて、人事委員会の権限に属する事項については、自らこれを実行し、その他の事項については、権限を有する機関に対して必要な勧告等を行うものである。

令和6年度における措置の要求事案の処理状況は、次のとおりである。

※職員：一般行政職員、教育職員、警察職員、消防職員及び会計年度任用職員（特別職の職員、企業職員及び現業職員を除く）

(単位:件)

令和5年度末係属 件数	新規受付 件数	処 理 件 数					令和6年度末係属 件数
		要求認容	棄 却	却 下	取下げ	計	
1	2	0	1	1	0	2	1

#### イ 不利益処分についての審査請求

地公法第8条第1項第10号及び第49条の2の規定に基づき、職員から懲戒その他その意に反する不利益な処分について審査請求があった場合に、人事委員会が必要な調査・審査を行い、当該不利益処分が適法・妥当であれば、当該処分を承認し、違法又は不当であればこれを取消し、又は修正し、さらに必要があれば任命権者に対し是正措置を指示するものである。

令和6年度における審査請求事案の処理状況は、次のとおりである。

※職員：前記アから条件付採用期間中の職員及び臨時的任用職員を除いた職員

(単位:件)

令和5年度末係属 件数	新規受付 件数	処 理 件 数					令和6年度末係属 件数
		処分の取消 又は修正	棄 却	却 下	取下げ	計	
0	3	0	2	0	0	2	1

#### ウ 公立学校の学校医等の公務災害補償の実施に関する審査の請求

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）第5条第1項の規定に基づき、補償の実施に関して異議のある者から審査の請求があった場合に、人事委員会がこれを審査し、裁定を行うものである。

令和6年度においては、審査の請求はなかった。

(2) 苦情処理関係業務

地公法第8条第1項第11号の規定に基づき、職員から勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談があった場合に、人事委員会が助言、指導、あっせんその他の必要な措置を行うものである。

令和6年度における苦情相談の状況は次のとおりである。

※職員：前記(1)アと同じ。

(単位:件)

令和5年度末係属件数	新規受付件数	相 談 内 容															令和6年度末係属件数
		給与	旅費	勤務時間	休暇	執務環境	厚生福利	服 務	転 任	任 用	人事評価	セクハラ	ハラスメント	妊娠、出産、育児	パワハラ	いじめ・嫌がらせ	
0	37	5	0	3	5	1	2	4	1	1	3	2	0	7	2	1	0

(3) 退職手当の支給制限等の処分についての調査審議業務

退職手当管理機関が、在職期間中に懲戒免職処分に相当する非違行為を行った元職員や元職員の遺族等に対して、退職手当の支給制限等の処分を行う場合、沖縄県職員の退職手当に関する条例（昭和47年沖縄県条例第40号）第20条第1項の規定に基づき、人事委員会の意見を聴かなければならないこととなっている。

令和6年度においては、意見照会はなかった。

(4) 職員団体関係業務

ア 職員団体の登録

職員団体の登録は、職員団体が地公法第52条及び第53条等に定める要件に適合している団体であるかどうか確認し、労使間における交渉その他労使関係の正常な運営を図るために人事委員会が公証する制度であり、職員団体は、同法第53条第1項の規定に基づき、人事委員会に登録申請をすることができることとなっている。

令和6年度末現在で登録されている職員団体は、次のとおりである。

名 称	初年度登録		法人格の有無	令和6年度登録事項 変更内容(変更年月日)
	番号	年 月 日		
沖縄県高等学校・障害児学校教職員組合	2	昭47.11.8	有	
沖縄県教職員組合	3	昭47.11.14	有	
沖縄県職員労働組合	4	昭48.4.23	有	役員 (令6.4.18)
沖縄県教職員組合那覇支部	6	昭51.2.12	有	
沖縄学校事務労働組合	8	平5.6.29	有	役員 (令6.4.15)
自治労連沖縄県職員労働組合	9	令3.5.18	有	
I R I S 沖縄	10	令6.4.16	無	

イ 法人格付与法に基づく規約の認証

地公法第 53 条の規定による登録の要件を備えていない職員団体等であっても、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和 53 年法律第 80 号。以下「法人格付与法」という。）における所定の要件を備える場合には、同法に基づき、規約について人事委員会の認証を受け、主たる事務所の所在地において登記することによって法人となることができる。

これまで当委員会が規約の認証をした職員団体等はない。

ウ 管理職員等の範囲

職員が職員団体を組織する場合、地公法第 52 条第 3 項により次の職員（以下「管理職員等」という。）と管理職員等以外の職員とは、同一の職員団体を組織することができないとされており、また管理職員等の範囲は管理職員等の範囲を定める規則（昭和 48 年沖縄県人事委員会規則第 18 号）別表で定めている。

- (ア) 重要な行政上の決定を行う職員
- (イ) 重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員
- (ウ) 職員の任免に関して直接の権限を持つ監督的地位にある職員
- (エ) 職員の任免、分限、懲戒若しくは服務、職員の給与その他の勤務条件又は職員団体との関係についての当局の計画及び方針に関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが職員団体の構成員としての誠意と責任とに直接に抵触すると認められる監督的地位にある職員
- (オ) その他職員団体との関係において当局の立場に立って遂行すべき職務を担当する職員

(5) 市町村等の公平委員会の事務の受託関係業務

市町村（那覇市を除く）、一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）の公平委員会の事務について、地公法第 7 条第 4 項の規定に基づき、市町村等から事務委託を受け、平成 24 年 4 月 1 日から当委員会が市町村等の公平委員会の事務を実施している。

ア 受託団体

当委員会が公平委員会の事務を受託している地方公共団体は、次の 65 団体である。  
（令和 7 年 3 月 31 日現在）

市 (10 市)	宜野湾市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市
町村 (11 町 19 村)	本部町、金武町、嘉手納町、北谷町、西原町、与那原町、南風原町、久米島町、八重瀬町、竹富町、与那国町、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、恩納村、宜野座村、伊江村、読谷村、北中城村、中城村、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、多良間村
一部事務組合 (23 組合)	倉浜衛生施設組合、沖縄県市町村自治会館管理組合、本部町今帰仁村清掃施設組合、本部町今帰仁村消防組合、沖縄県市町村総合事務組合、島尻消防組合、東部消防組合、中城村北中城村清掃事務組合、中部衛生施設組合、中城北中城消防組合、金武地区消防衛生組合、国頭地区行政事務組合、南部広域行政組合、中部広域市町村圏事務組合、八重山広域市町村圏事務組合、南部広域市町村圏事務組合、北部広域市町村圏事務組合、比謝川行政事務組合、中部北環境施設組合、沖縄県離島医療組合、那覇市・南風原町環境施設組合、那覇港管理組合、沖縄県北部医療組合
広域連合 (2 連合)	沖縄県介護保険広域連合、沖縄県後期高齢者医療広域連合

イ 受託業務

当委員会が受託している市町村等の公平委員会の事務は、勤務条件に関する措置の要求、不利益処分についての審査請求、苦情処理などである。

(ア) 勤務条件に関する措置の要求

市町村等の職員から給与、勤務時間その他の勤務条件に関し措置の要求があった場合に、人事委員会がこれを審査し、判定し、その結果に基づいて、権限を有する機関に対して必要な勧告等を行うものである。

令和6年度における市町村等の職員にかかる措置の要求事案の処理状況は、次のとおりである。

※職員：一般行政職員、教育職員、消防職員及び会計年度任用職員（特別職の職員、企業職員及び現業職員を除く）

(単位:件)

令和5年度末係属件数	新規受付件数	処 理 件 数					令和6年度末係属件数
		要求認容	棄 却	却 下	取下げ	計	
0	0	0	0	0	0	0	0

(イ) 不利益処分についての審査請求

市町村等の職員から懲戒その他その意に反する不利益な処分について審査請求があった場合に、人事委員会が必要な調査・審査を行い、当該不利益処分が適法・妥当であれば、当該処分を承認し、違法又は不当であればこれを取り消し、又は修正し、さらに必要があれば任命権者に対し是正措置を指示するものである。

令和6年度における市町村等の職員にかかる審査請求事案の処理状況は、次のとおりである。

※職員：前記イ(ア)から条件付採用期間中の職員及び臨時的任用職員を除いた職員

(単位:件)

令和5年度末係属件数	新規受付件数	処 理 件 数					令和6年度末係属件数
		処分取消又は修正	棄 却	却 下	取下げ	計	
1	1	0	0	1	1	2	0

(ウ) 苦情処理関係業務

市町村等の職員から勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談があった場合に、人事委員会が助言、指導、あっせんその他の必要な措置を行うものである。

令和6年度における市町村等の職員からの苦情相談の状況は次のとおりである。

※職員：前記イ(ア)と同じ

(単位:件)

令和5年度末係属件数	新規受付件数	相 談 内 容															令和6年度末係属件数
		給与	旅費	勤務時間	休暇	執務環境	厚生福利	服 務	転 任	人 事 評 価	セクハラ	ハラスメント	又妊娠、出産、育児に関する	パワハラ	いじめ・嫌がらせ	そ の 他	
0	33	6	0	2	6	0	0	3	0	3	1	0	0	9	1	2	0

(エ) 職員団体関係業務

a 職員団体の登録

市町村等の職員団体が法等に定める要件に適合している団体であるかどうか確認し、労使間における交渉その他労使関係の正常な運営を図るために人事委員会が公証する制度である。

令和6年度末現在で登録されている市町村等の職員団体は、次のとおりである。

	名 称	初年度登録		法人格 の有無	令和6年度登録事項 変更内容(変更年月日)
		番号	年月日		
1	北谷町職員労働組合	市町村第1号	昭49. 2. 7	有	
2	金武町職員労働組合	市町村第2号	昭49. 3. 13	無	
3	石垣市職員労働組合	市町村第3号	昭50. 6. 19	有	
4	竹富町職員組合	市町村第4号	昭53. 2. 25	有	
5	沖縄市職員労働組合	市町村第5号	昭54. 8. 9	有	
6	宜野湾市職員労働組合	市町村第6号	昭56. 6. 5	有	
7	浦添市職員労働組合	市町村第7号	昭59. 1. 19	有	
8	南城市職員労働組合	市町村第8号	昭61. 5. 27	有	役員(令6. 7. 25)
9	名護市職員労働組合	市町村第9号	昭63. 3. 25	有	
10	石垣市職員労働組合	市町村第10号	昭63. 6. 7	有	
11	大宜味村職員労働組合	市町村第11号	平元. 6. 6	有	
12	宜野座村職員労働組合	市町村第12号	平4. 2. 7	有	
13	自治労うるま市職員労働組合	市町村第13号	平4. 12. 15	有	
14	南城市職員会	市町村第14号	平18. 7. 11	有	
15	座間味村船員組合	市町村第15号	平19. 12. 17	無	
16	西原町職員労働組合	市町村第16号	平22. 3. 16	無	
17	粟国村海上組合	市町村第17号	令3. 4. 19	無	役員(令6. 6. 10)

b 法人格付与法に基づく規約の認証

登録されていない職員団体等であっても、法人格付与法における所定の要件を備える場合は、同法に基づき、規約について人事委員会の認証を受け、主たる事務所の所在地において登記することによって法人となることができる。

これまで当委員会が規約の認証をした市町村等の職員団体等はない。

c 市町村等の管理職員等の範囲

市町村等の職員が職員団体を組織する場合、管理職員等(47ページ参照)と管理職員等以外の職員とは、同一の職員団体を組織することができないとされている。

市町村等の管理職員等の範囲は、沖縄県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(昭和48年沖縄県人事委員会規則第10号)別表で定めている。

## 6 労働基準監督関係業務

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。）第 58 条第 5 項の規定に基づき、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）別表第 1 の第 12 号及び同表に掲げる事業以外の事業を行う事業所に対し、労働基準監督機関としての職権を行使するものである。

### (1) 労働基準及び労働安全衛生に関する実態調査の実施

人事委員会委員長が労働基準監督機関としての職権を行使することとされている事業所の勤務条件及び作業環境の実態を把握し、労働基準法及び労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）並びにこれらに基づく命令の周知及びその遵守のための監督を行うため、「労働基準及び労働安全衛生に関する実態調査について」（平成 14 年 7 月 16 日委員長決定）及び「労働基準及び労働安全衛生に関する実態調査実施要領」（令和元年 8 月 14 日事務局長決定）に基づき、次のとおり書面調査及び実地調査を行った。

#### ア 調査期間

書面調査：令和 6 年 9 月 17 日から 10 月 9 日まで

実地調査：令和 6 年 12 月 2 日から 12 月 20 日まで

#### イ 調査事業所

調査 区分	12 号事業所				官公署の事業所				計				
	知事部局	教育委員会	警察本部	その他 任命権者	知事部局	教育委員会	警察本部	その他 任命権者	知事部局	教育委員会	警察本部	その他 任命権者	
書面	7	25	0	0	10	3	6	3	17	28	6	3	54
実地	2	1	0	0	0	1	4	1	2	2	4	1	9

#### ウ 文書指導実施事業所

調査 区分	12 号事業所				官公署の事業所				計				
	知事部局	教育委員会	警察本部	その他 任命権者	知事部局	教育委員会	警察本部	その他 任命権者	知事部局	教育委員会	警察本部	その他 任命権者	
	6	22	0	0	4	2	6	1	10	24	6	1	41

### (2) 労働基準法及び労働安全衛生法に基づく届出の受理等の職権行使

令和 6 年度における届出の受理等の状況は、次のとおりである。

区 分	知事部局	教育委員会	警察本部	県 議 会	計
時間外労働・休日労働に関する協定届	23	82	1	0	106
断続的な労働（宿日直勤務含む）許可	0	0	1	0	1
解雇予告除外認定	0	0	0	0	0
衛生管理者選任報告	7	0	15	1	23
産業医選任報告	2	0	1	0	3
定期健康診断結果報告	6	0	19	1	26
特殊健康診断結果報告	0	0	0	0	0
心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書	6	0	18	1	25
労働者死傷病報告	3	0	13	0	16
事故報告書	0	0	0	0	0
建設物・機械等設置届	0	0	0	0	0
小型クレーン設置報告	1	0	0	0	1

(3) 労働安全衛生法の規定に基づく特定機械等の検査状況

ア 落成検査の実施  
令和6年度は実施なし

イ 性能検査の報告の受理

ボイラー	第一種圧力容器	クレーン	移動式クレーン	ゴンドラ	エレベーター	計
7	9	2	1	0	2	21

(4) 特定機械等の事業所別設置状況

(令和7年3月31日現在)

事業所の名称	種類	有効使用期間
知事部局本庁企業立地推進課 (沖縄県 素形材産業賃貸工場)	ホイスト式天井クレーン	R6. 8. 30 ~ R8. 8. 29
知事部局本庁企業立地推進課 (那覇空港内)	エレベーター	R6. 10. 11 ~ R7. 10. 10
	〃	R6. 10. 11 ~ R7. 10. 10
土木建築部港湾課 (宜野湾港マリーナ)	クレーン (テルハ)	R5. 10. 6 ~ R7. 10. 5
土木建築部港湾課 (宜野湾港マリーナ)	クレーン (テルハ)	R5. 10. 17 ~ R7. 10. 16
土木建築部港湾課 (与那原マリーナ)	クレーン (テルハ)	R6. 3. 12 ~ R8. 3. 11
土木建築部港湾課 (与那原マリーナ)	クレーン (テルハ)	R6. 3. 12 ~ R8. 3. 11
農業研究センター	第一種圧力容器	R6. 9. 7 ~ R7. 9. 6
具志川職業能力開発校	移動式クレーン	R6. 10. 19 ~ R8. 10. 18
浦添職業能力開発校	移動式クレーン	R6. 1. 15 ~ R8. 1. 14
北部農林高等学校	ボイラー	R7. 3. 3 ~ R8. 3. 2
	第一種圧力容器	R6. 4. 25 ~ R7. 4. 24
中部農林高等学校	ボイラー	R6. 11. 8 ~ R7. 11. 7
	第一種圧力容器	R6. 9. 8 ~ R7. 9. 7
南部農林高等学校	ボイラー	R7. 3. 20 ~ R8. 3. 19
	第一種圧力容器	R7. 3. 22 ~ R8. 3. 21
	〃	R6. 7. 23 ~ R7. 7. 22
	ホイスト式天井クレーン	R6. 12. 19 ~ R8. 12. 18
八重山農林高等学校	第一種圧力容器	R6. 9. 28 ~ R7. 9. 27
宮古工業高等学校	機関車形ボイラー	R6. 6. 9 ~ R7. 6. 8
沖縄水産高等学校	ボイラー	R7. 3. 27 ~ R8. 3. 26
	第一種圧力容器	R6. 11. 13 ~ R7. 11. 12
宮古総合実業高等学校	ボイラー	R7. 2. 28 ~ R8. 2. 27
	第一種圧力容器	R7. 2. 23 ~ R8. 2. 22
	〃	R7. 2. 23 ~ R8. 2. 22

(5) 労働基準法別表第1に掲げる事業等を行う事業所一覧表

(令和7年3月31日現在)

労働基準 監督機関	事業	事業所
沖縄労働局 (労働基準監督署) (36)	労働基準法別表第1に掲げる事業	第3号 農林土木事務所(2) 農林水産振興センター(家畜保健衛生所(家畜保健衛生課)を除く。)(3) 土木事務所(5) (10)
		第6号 南部林業事務所 (1)
		第7号 家畜改良センター 病害虫防除技術センター(予察防除班を除く。)(2)
		第13号 若夏学院 児童相談所保護班(2) 保健所(5) 総合精神保健福祉センター 食肉衛生検査所(2) 動物愛護管理センター 特別支援学校寄宿舎(9) (21)
		第14号 沖縄県立離島児童生徒支援センター (1)
		第15号 下水道事務所 (1)
沖縄県人事委員会 (161)	労働基準法別表第1に掲げる事業	第12号 消防学校 自治研修所 海洋深層水研究所 平和祈念資料館 衛生環境研究所 家畜衛生試験場 畜産研究センター 農業大学校 農業研究センター(支所(3)) 森林資源研究センター 水産海洋技術センター(支所(1)) 栽培漁業センター 職業能力開発校(2) 工業技術センター 工芸振興センター 高等学校(52) 特別支援学校(寄宿舎を除く。)(17) 特別支援学校分校(1) 併設型中学校・高等学校(3) 併設型高等学校・特別支援学校(4) 総合教育センター 図書館 博物館・美術館 埋蔵文化財センター 警察学校 (102)
	労働基準法別表第1に掲げる事業以外の事業	知事部局本庁 宮古事務所 八重山事務所 東京事務所 県税事務所(3) 自動車税事務所 福祉事務所(5) 身体障害者更生相談所 女性相談支援センター 児童相談所(保護班を除く。)(2) 家畜保健衛生所(4) 病害虫防除技術センター予察防除班 農業改良普及センター(2) 中央卸売市場 大阪事務所 計量検定所 下地島空港管理事務所 議会事務局 教育庁本庁 教育事務所(6) 選挙管理委員会事務局 人事委員会事務局 監査委員事務局 労働委員会事務局 警察本部(運転免許課を除く。)(1) 運転免許センター 警察署(14) 機動隊 交通機動隊 国境離島警備隊 (59)

(注)

- ( )内の数字は、事業所の数である。
- 上に掲げる以外の事業所については、それぞれ上位の組織中に含めるものとする。
- 沖縄県人事委員会が所掌する事業所であっても、地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号。以下「地公労法」という。)附則第5項及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「地公企法」という。)第39条第1項の規定により地方公務員法(以下「地公法」という。)第58条第5項の適用が除外される単純労務職員(現業職員)及び地公法第4条第2項の規定により地公法の適用を受けない嘱託員等の特別職の職員については、沖縄労働局(労働基準監督署)の所掌となる。
- なお、企業局及び病院事業局は、地公企法第39条第1項及び地公労法第17条第1項の規定により地公法第58条第5項の適用が除外されているため、沖縄労働局(労働基準監督署)の所掌である。

## 人事委員会年報（令和6年度）

---

令和7年6月発行

編集・発行 沖縄県人事委員会事務局

〒900-8570

沖縄県那覇市泉崎1-2-2

TEL 098-866-2544

FAX 098-866-2541

---